

令和7年度 包括外部監査結果報告書

(広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る
財務事務の執行及び事業の管理について)

令和8年3月

広島県包括外部監査人

車 元 晋

目 次

第1章 本外部監査について（総論）	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 監査対象期間	1
5 監査対象機関	2
6 監査の実施期間	2
7 補助者の氏名及び資格	2
8 利害関係	2
第2 外部監査の方法	2
1 監査の方針	2
2 監査の視点	3
3 監査の実施経過	6
4 個別の監査の方法	6
第3 監査の結果について	8
1 指摘及び意見	8
2 略語、略称	8
3 その他補足事項	8
第4 本外部監査の監査結果	9
1 監査結果報告書の構成	9
2 指摘・意見の件数	9
3 指摘・意見の一覧	10
第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業	32
第1 商工労働局（組織概要等）	32
1 組織体制（令和6年度）	32
2 人員体制（令和6年度）	34
3 過年度監査及びそれに対する措置状況	34
第2 県の産業イノベーション推進に関する計画等	35
1 チャレンジビジョン計画期間（平成23年度～令和2年度）	35
2 ひろしまビジョンにおける計画期間（令和3年度～令和12年度）	39
3 「イノベーション立県」実現のための各種協議会等	47
4 課題・問題点（「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について）	48
5 課題・問題点（付加価値創出額の算定方法）	49

6 意見	50
第3 令和6年度事業の概要（産業イノベーション）	51
1 ワーク一覧（令和6年度）	51
2 主な施策及び事業（令和6年度）	53
第4 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（ワーク49）	54
1 取組の方向（ワーク）の概要	54
2 成果目標及び進捗状況	54
3 課題・問題点（成果目標の算定方法）	55
4 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	56
5 補助金、負担金	57
6 ひろしま自動車産学官連携推進会議運営費負担金（負担金）	58
7 課題・問題点（負担金を一括して概算払している点）	60
8 課題・問題点（概算払の金額について）	61
9 課題・問題点（負担金の概算払に係る内部決裁について）	61
10 次世代自動車技術への対応を推進するための支援組織の運営費（補助金）	61
11 「新技術トライアル・ラボ」の設置運営に係る経費に対する補助（補助金）	64
12 新たな価値づくり研究開発支援事業（ものづくり価値創出支援事業）補助金	65
13 課題・問題点（補助事業者からの事業報告の活用）	70
14 委託・役務契約	70
15 課題・問題点（代表企業以外の契約上の立場の明確化）	72
16 課題・問題点（チェックリストのチェック漏れ）	73
17 意見	73
第5 広島の強みを生かした新成長産業の育成（ワーク50）	75
1 取組の方向（ワーク）の概要	75
2 成果目標及び進捗状況	75
3 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	76
4 補助金、負担金	79
5 ひろしま感性イノベーション推進協議会負担金	81
6 ひろしま航空機産業振興協議会負担金	83
7 広島バイオテクノロジー推進協議会負担金	85
8 一般社団法人バイオDX推進機構負担金	87
9 ひろしま環境ビジネス推進協議会負担金	89
10 健康・医療関連産業創出支援事業補助金	90
11 バイオデザイン・プログラムを運営する広島大学への経費補助	91
12 バイオエコノミー関連産業創出支援事業補助金	92
13 環境・エネルギー産業集積促進補助金	93

14	広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金	94
15	委託・役務契約	94
16	課題・問題点（目標の設定及び効果測定）	96
17	課題・問題点（協議会負担金の県負担割合の検討）	97
18	課題・問題点（協議会等の情報公開）	97
19	課題・問題点（負担金の概算払額）	98
20	課題・問題点（平成30年度包括外部監査の措置状況）	98
21	意見	100
第6	イノベーション環境の整備（ワーク51）	101
1	取組の方向（ワーク）の概要	101
2	成果目標及び進捗状況	102
3	事業の執行状況（令和6年度）	104
4	本ワークに関連する各事業の概要	106
5	課題・問題点（委託先との目標値等の差異について）	113
6	課題・問題点（イノベーション・ハブ・ひろしま Camps 会員数の管理について）	113
7	課題・問題点（ユニコーン10に係る目標について）	114
8	補助金、負担金	114
9	広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会運営負担金（負担金）	116
10	ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金（補助金）	116
11	ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム地域展開促進事業費補助金（補助金）	118
12	推進会議運営負担金（負担金）	120
13	ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助金（補助金）	122
14	委託・役務契約	124
15	令和6年度 WiDS HIROSHIMA 企画運營業務について	129
16	ひろしまデジタルイノベーションセンターの設置・運營業務	130
17	「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」マネジメント業務	131
18	課題・問題点（成果の実績値と委託会社の実績報告の差異について）	132
19	課題・問題点（会員数の計測ができなくなったことについて）	132
20	課題・問題点（備品の管理について）	133
21	「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務	133
22	ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】	134
23	課題・問題点（価格の適正さ及び判断のプロセスについて）	136
24	課題・問題点（効果測定について）	136
25	指摘及び意見	136

第7 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（ワーク52）	138
1 取組の方向（ワーク）の概要	138
2 成果目標及び進捗状況	138
3 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	141
4 補助金、負担金、貸付金等	148
5 イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）	150
6 広島県未来チャレンジ資金（個人向け貸付金・社会人枠）	152
7 ひろしま DX 人材育成奨学金（個人向け貸付金・学生枠）	155
8 広島県ものづくりグローバル人材育成事業負担金（負担金）	157
9 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金	160
10 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金	162
11 委託・役務契約	166
12 大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務（委託契約）	168
13 イノベーション人材等育成事業による広告等運用業務	169
14 「ひろしま DX 人材育成奨学金」PR 動画制作及び WEB 広告運用業務	170
15 ひろしま AI 部成果発表リーフレット作成業務	170
16 課題・問題点（包括外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方）	171
17 課題・問題点（成果指標の設定と付加価値創出プロセスの明確化）	171
18 課題・問題点（補助金申請上限の規定根拠及び規定形式の妥当性）	172
19 課題・問題点（支援の公平性）	173
20 課題・問題点（受益者負担の適正化）	173
21 課題・問題点（公募型プロポーザルにおける実質的な競争性の確保）	174
22 課題・問題点（委託事業における費用対効果の検証）	174
23 指摘及び意見	175
第8 県経済を牽引する企業の育成・集積（ワーク54）	176
1 取組の方向（ワーク）の概要	176
2 成果目標及び進捗状況	176
3 課題・問題点（指標「県の取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性）	179
4 課題・問題点（成果目標 M&A の達成状況）	179
5 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	179
6 補助金	181
7 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金（補助金）	181
8 課題・問題点（計画件数等に実績件数等が達しない項目が複数ある点）	184
9 課題・問題点（中小・ベンチャー企業成長支援事業について）	184
10 中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金（補助金）	184

11 中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金（補助金）	185
12 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金（補助金）	186
13 課題・問題点（助成金交付事業 ①助成実施事業数の誤り）	187
14 委託・役務契約	188
15 広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」の運営業務（委託契約）	189
16 課題・問題点（コンテンツ制作・広報の委託）	190
17 課題・問題点（再委託の承認手続漏れ）	190
18 広島県創業支援ポータルサイトの創業コンテンツ企画制作業務（委託契約）	191
19 課題・問題点（契約書への特記事項の添付について）	191
20 課題・問題点（契約書における知的財産権の権利処理の不備）	192
21 ひろしま創業サポートセンターの設置・運営（委託契約）	192
22 課題・問題点（報告書での「件数」の表記ゆれ）	193
23 新商品・サービス伴走型支援事業（さんまる会議）（委託契約）	194
24 課題・問題点（応募が9社しかいない点）	194
25 指摘及び意見	194
第9 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（ワーク55）	196
1 取組の方向（ワーク）の概要	196
2 成果目標及び進捗状況	196
3 事業の執行状況（令和6年度）	197
4 イノベーション創出スクールに関する補足説明	199
5 補助金、負担金	201
6 中小企業支援担当者の研修負担金（負担金）	202
7 広島県中小企業団体中央会生産性向上推進活動事業費補助金（補助金）	202
8 委託・役務契約	204
9 「チームイノベーション道場 in 広島」教育プログラム開発実証業務	207
10 チームイノベーション道場 in 広島動画制作業務	210
11 広島県BCP策定等支援事業推進業務	211
12 課題・問題点（自走化段階の運営体制と県の関与）	213
13 課題・問題点（県事業の成果の活用）	213
14 課題・問題点（成果目標の妥当性）	214
15 課題・問題点（再委託の妥当性）	214
16 意見	214
第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について	216
第1 組織概要（産振構）	216
1 概要	216
2 組織、拠点、役職員	217

3 令和6年度事業概要	218
4 基本理念、ビジョン、計画等	220
5 企業統治（コーポレートガバナンス）、財産管理、内部統制	222
6 広島県との関係	225
7 その他（災害時対応）	226
8 課題・問題点（令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期について）	227
9 課題・問題点（評議員会及び理事会の書面決議の同意日付について）	227
10 課題・問題点（公益通報制度の外部窓口について）	228
11 課題・問題点（災害時対応）	228
12 指摘及び意見	229
第2 事業の概要（産振構）	230
1 事業の概要	230
2 事業の検討方法	231
3 事業の達成度評価について	234
4 産振構事業と県事業との関係	234
5 県の共通管理費負担	236
6 平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況（共通管理費）	237
7 課題・問題点（事業の達成度評価の基準について）	238
8 課題・問題点（事業の達成度評価の手続について）	239
9 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容）	239
10 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の対応内容の保存について）	239
11 課題・問題点（共通管理費算定時の県側での内容審査について）	240
12 指摘及び意見	240
第3 「経営・創業等の支援」関連事業（産振構）	241
1 概要	241
2 創業環境整備促進事業	241
3 課題・問題点（県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係）	242
4 経営企画支援事業	243
5 中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援事業）	244
6 課題・問題点（県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係）	246
7 中小企業成長プラン策定支援事業	247
8 課題・問題点（目標の達成度評価について）	248
9 よろず支援拠点事業	248
10 課題・問題点（委託契約について）	249
11 意見	249

第4 「ものづくりの革新」 関連事業（産振構）	250
1 概要	250
2 技術コーディネート事業.....	250
3 成長型中小企業等研究開発支援事業	251
4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業	252
5 中小企業 DX 推進支援事業.....	253
6 取引商談会等マッチング支援事業.....	254
7 広島県中小企業知財支援センター事業.....	256
8 課題・問題点（目標の達成度評価について）	257
9 課題・問題点（委託契約について）	258
第5 「デジタルイノベーションの推進」 関連事業（産振構）	258
1 概要	258
2 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	258
3 課題・問題点（目標設定時の県との連携）	263
4 課題・問題点（事業の達成度評価について）	263
5 課題・問題点（委託契約について）	263
6 意見	263
第6 「カーテクノロジーの革新」 関連事業（産振構）	264
1 概要	264
2 自動車関連産業クラスター支援事業	264
3 課題・問題点（目標設定について）	269
4 新たな価値づくり研究開発支援事業	269
5 サプライヤー事業転換拠点運営事業	271
6 課題・問題点（目標の達成度評価について）	273
7 課題・問題点（委託契約について）	274
8 意見	274
第7 財産・税務会計（産振構）	274
1 監査の概要	274
2 主な検討事項.....	274
3 課題・問題点（固定資産台帳における償却年数の記載誤りにについて）	276
4 課題・問題点（固定資産の管理について）	277
5 課題・問題点（消費税について（助成金の経理処理））	277
6 課題・問題点（グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金）	278
7 指摘及び意見.....	278
第8 債権管理（産振構）	279

1 貸付事業概要.....	279
2 未収金、貸倒引当金の状況等.....	279
3 現在の管理・回収状況.....	279
4 課題・問題点（未収債権の回収について（設備貸与・資金債権管理事業））.....	280
5 意見.....	280
第9 委託契約（産振構）.....	281
1 契約に関する内部規程.....	281
2 調査の方法.....	283
3 課題・問題点（1者入札への対応）.....	285
4 課題・問題点（反社条項がない契約）.....	286
5 課題・問題点（支援対象中小企業の秘密保持に係る条項）.....	286
6 課題・問題点（再委託の承諾手続の不備）.....	287
7 課題・問題点（契約更新時の決裁手続）.....	287
8 課題・問題点（特許権の持分比率に係る契約上の定め）.....	288
9 課題・問題点（随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管）.....	288
10 指摘及び意見.....	289
第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について.....	291
第1 組織概要（推進機構）.....	291
1 概要.....	291
2 役員数、職員数、組織.....	292
3 主な事業.....	292
4 経営計画、事業実績.....	293
5 企業統治（コーポレートガバナンス）、内部統制、人事労務.....	294
6 広島県との関係.....	295
7 ファンド事業の県事業との関連性、これまでの取組の評価.....	296
8 課題・問題点（推進機構及びファンド事業の県計画上の位置付けの明確化）.....	296
9 課題・問題点（県の資本金等出資について）.....	297
10 意見.....	297
第2 財務会計（推進機構）.....	298
1 経理業務体制の概要.....	298
2 損益の状況.....	298
3 財産の状況.....	300
4 キャッシュ・フローの状況.....	302
5 中期計画の概要.....	303
6 課題・問題点（貴重品等の実査）.....	305
7 課題・問題点（消費税等の処理）.....	305

8 税効果会計の適用.....	306
9 課題・問題点（税効果会計の適用）	308
10 課題・問題点（キャッシュ・フロー計算書の集計誤り）	310
11 課題・問題点（法人税申告書の記載誤り）	310
12 指摘及び意見.....	311
第3 契約（推進機構）	313
1 契約に関する内部規程.....	313
2 調査の方法	314
3 調査の結果（概要）	314
第4 ファンド事業について（推進機構）	315
1 投資事業有限責任組合の概要.....	315
2 ファンド事業の概要.....	317
3 ファンドの組成状況.....	320
4 投資の手続	322
5 1号ファンド.....	323
6 推進機構のファンド事業に関する県の検証、報告	326
7 課題・問題点（1号ファンドへの県出資の成果の検証及び公開）	333
8 課題・問題点（推進機構による投資活動全般の検証及び公開）	334
9 指摘	335
第5章 総括意見等.....	336
第1 総括意見	336
1 はじめに	336
2 【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について	336
3 【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示.....	337
4 【総括意見】委託契約における受託者側の法的関係の整理.....	338
5 【総括意見】本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について	338
第2 終わりに	340

第1章 本外部監査について（総論）

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

3 特定の事件を選定した理由

広島県は、「ひろしま未来チャレンジビジョン」（計画期間：平成23年度～令和2年度、以下「チャレンジビジョン」という。）の後継として、令和2年10月に「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度、以下「ひろしまビジョン」という。）を策定した。ひろしまビジョンは、「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、17の施策領域を構築し、それぞれの施策を連関させ、相乗作用を生み出しながら様々な事業を推進している。産業イノベーションの推進は、施策領域の1つである「産業イノベーション」の中核的な施策である。

産業イノベーションの推進による県内産業の育成・維持・発展は、県民の雇用創出、地域振興、税収確保等の観点から重要である。喫緊の課題である人口減少対策、若者の県外流出対策との関係でも重要であり、県民の関心も高いと考えられる。

また、県出資法人の中で、公益財団法人ひろしま産業振興機構（県内産業の発展に寄与することを目的に設立）（以下「産振構」という。）及び株式会社ひろしまイノベーション推進機構（ファンドによる資金供給と経営支援を通じた地元企業の成長支援と地域経済活性化を目的に設立）（以下「推進機構」という。）は、県の産業イノベーション推進事業の中で重要な役割を担っている。

したがって、広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について、合規性（適法性）、有効性、効率性及び経済性の観点から監査を行うことは意義が大きいと判断し選定した。

4 監査対象期間

原則として、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）を対象とした。

もっとも、必要に応じて現年度（令和7年度）及び過年度（令和5年度以前）も対象とした。

5 監査対象機関

商工労働局

公益財団法人ひろしま産業振興機構

株式会社ひろしまイノベーション推進機構

6 監査の実施期間

令和7年6月12日から令和8年1月5日まで

※令和8年1月6日以後に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7 補助者の氏名及び資格

大野 知彦 公認会計士

高垣 良介 税理士

谷脇 裕子 弁護士

畑 雄太 弁護士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも、本件監査対象とした特定の事件（監査テーマ）につき地方自治法252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1 監査の方針

包括外部監査は、法律、会計、税務等の専門性を有する外部の第三者が、独立した立場から、監査テーマとした普通地方公共団体の事業等を監査し、当該地方公共団体が、「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法2条14項参照）ことに資することを目的とした制度（同法252条の37ほか）である。包括外部監査人の職責は、県から独立した外部の視点から、監査テーマに係る財務事務等を評価することにある。

本監査では、包括外部監査が政策や施策の当否を直接論じるものでないことを前提に、後述する合規性並びに有効性、効率性及び経済性の観点から監査を行った。監査に当たり、監査対象機関から監査テーマに関連する施策や事業を聴取し、施策等実施の意義や目的、監査対象機関としての現状評価を確認した。指摘・意見に際しては、監査対象機関の現状認識を聴取し適宜、監査報告に記載するようにした。

県の産業イノベーション推進に関連する事業は、県の最上位計画であるチャレンジビジョン（平成23年度～令和2年度）、ひろしまビジョン（令和3年度～）の下、産業イノベーション

分野の分野別計画（当時）等や、ひろしまビジョンの実行計画（アクションプラン等）に基づいて実施されてきた。

出資法人との関係をもみても、産振構はこれら事業推進の主要な担い手として位置付けられ、推進機構は、産業イノベーション推進に関連して県が平成23年度に出資設立したものである。そこで、監査に当たり、平成23年度（チャレンジビジョン初年度）以降を対象とする県の計画等の策定の経緯及び内容を改めて振り返ることとした。このように、監査対象期間の事業等のみに着目するのではなく、過去に策定された計画等も踏まえて監査を行った。

本テーマの対象となる事業には、過年度の県の包括外部監査で監査テーマとなったものがある¹。必要に応じて、これら過去の監査（主として平成30年度包括外部監査）での指摘事項等に対する措置状況を確認した他、当時の監査の視点、あるいは監査委員の定例監査での監査の視点も参考に監査を行った。

監査で指摘・意見した事項について、県や監査対象機関で検討し、事業の改善に繋げることがなければ、外部監査の意義は乏しいものとなる（監査対象機関での適切な対応は「PDCAサイクルによるマネジメント」²推進の観点でも必要である）。そこで、監査対象機関における指摘事項等への対応のあり方についても検討した（第5章第1参照）。

監査での指摘・意見の内容には、他の部局・団体でも発生しうる事項が含まれる傾向にある。監査対象機関は元より、今後の県全体の改善に生かせるような監査となることを目指した。

2 監査の視点

(1) 監査全般の視点について

ア 合規性（適法性）

地方自治法（以下「自治法」という。）2条16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定める。法令や県の条例等に違反した行為がないか、入札その他契約手続が適正になされているか等について検討した。

イ 有効性、効率性及び経済性（いわゆる「3E」）

¹主なものとして、大場史郎監査人（平成30年度）「『ひろしま未来チャレンジビジョン』に基づく『新たな経済成長』分野の事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について」と品川真知子監査人（平成18年度）「商工労働部による負担金、補助金、交付金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに財団法人ひろしま産業振興機構の出納その他の事務執行について」がある。

²ひろしまビジョンでは、「2 施策マネジメント」において、「ビジョンを着実に推進し、成果を上げるため、『広島県職員の行動理念』の徹底を図るとともに、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います」とした上で、事業群（ワーク）単位での「PDCAサイクルによるマネジメント」を行っている。（29～30頁）

自治法252条の37第2項は、包括外部監査人は、「監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」と定める。また、地方財政法8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定める。

すなわち、「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ことができているかとの観点、「組織及び運営の合理化」に努め「規模の適正化」を図ることができるか（自治法2条15項）との観点から、以下の視点に基づき検討した（一例として事業周知リーフレット作成配布の場面を挙げる）。

●経済性(Economy)：より少ない費用で事業が実施できないか

例：当該リーフレットの作成⇒より安く製作できないか、作成枚数は妥当か

●効率性(Efficiency)：同じ費用でより大きな成果が得られないか（費用対効果）

例：当該リーフレットがターゲット層に配布されているか

●有効性(Effectiveness)：事業が所期の目的を達成し、また、効果を上げているか

例：当該リーフレット配布が、目的達成（制度周知や利用等）に繋がっているか

ウ その他の視点

- ・事業が公平性（自治法10条2項³等）に配慮したものとなっているか
- ・適時適切な情報公開、県民への説明責任が果たされているか
- ・PDCAサイクル等を用いた成果目標の達成、事業の改善が適切になされているか

(2) 各分野の視点について

ア 計画の策定、成果目標の設定、事業の評価

- ① 計画の内容が明確であるか、成果目標や期限が適切に設定されているか
- ② 計画期間中の進捗確認及びそれを踏まえた見直しが適切になされているか
- ③ 現計画が、前期計画の検証を踏まえて適切に策定されているか
- ④ 事業評価、効果検証がなされているか

イ 補助金、負担金

- ① 法令や県の定める要領その他の基準等に従っているか

³ 「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定める。

- ② 要綱の内容は適切であるか
- ③ 補助金等の交付金額や交付割合が適切であるか
- ④ 補助金等交付先の選定手続（周知や公平性）に問題がないか
- ⑤ 交付方法（概算払／精算払の選択）や交付の時期、回数が適切であるか
- ⑥ 補助金等交付先の事業、財務状況等の把握に問題はないか
- ⑦ 補助金等の使途の適正さを確認しているか
- ⑧ 補助金等による成果目標設定が適切か、成果の確認をしているか

ウ 契約

- ① 契約手続が法令や県の定める要領、手引等に従っているか
- ② 予定価格が適切に積算されているか
- ③ 契約の方法（競争入札、随意（特命）契約、公募型プロポーザル方式等）につき、当該方法を採用した根拠が適切か（特に、随意契約—随意契約理由⁴が適切か）
- ④ 競争入札やプロポーザル方式で実質的に競争性が確保されているか
- ⑤ 契約書の作成手続や内容に不備がないか
- ⑥ 不適切な再委託がなされていないか
- ⑦ 契約完了後、契約条件に従って完了したか否かを検査しているか

エ 過年度監査への対応

- ① 過年度に実施された監査（監査委員監査、包括外部監査）での指摘・意見につき、適切な対応がなされているか
- ② 過年度監査への措置状況の公表が適切になされているか

オ 出資法人（前記各視点に加え、以下の視点からも監査を行った）

- ① 法人設立の目的に沿った事業遂行がなされているか
- ② 法人の運営、内部統制に問題はないか
- ③ 会計書類に法人の現状が適切に反映されているか、税務処理に問題がないか
- ④ 契約手続が適切になされているか
- ⑤ 県からの出資、財政的支援について課題がないか
- ⑥ その他組織の財務、法務面の課題や問題点がないか

⁴ いわゆる1号随意契約（地方自治法施行令167条の2第1号／県契約規則29条）について、施行令及び県契約規則が改正され、令和7年度より予定価格の基準額が変更されているが、監査対象年度（令和6年度以前）は改正法令等施行前であることから、従前の基準額を前提に検討している。

3 監査の実施経過

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和7年4月～5月 事前ヒアリング

6月12日 テーマ決定、包括外部監査実施計画提出、監査対象機関への通知

7月～12月 監査対象機関に概要説明及び資料提供の依頼、監査対象機関からの回答、回答に対する質問、資料提供依頼のやりとり、事務所往査・現場視察・ヒアリングの実施

令和8年1月 監査対象機関及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示
監査対象機関による確認及びこれを踏まえた修正

監査対象機関への主な往査及び現場視察は以下のとおり実施した。

往査場所	事業等	実施年月日	実施内容
イノベーション・ハブ・ひろしまCamps	「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」管理・運営事業	令和7年9月18日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
新技術トライアル・ラボ	新技術トライアル・ラボ事業	令和7年10月7日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
ひろしまデジタルイノベーションセンター	ひろしまデジタルイノベーション推進事業	令和7年10月10日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
ひろしま創業サポートセンター	創業環境整備促進事業	令和7年10月27日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年10月27日	マネジメントディスカッション、本部の視察、現金等実査、財産管理ヒアリング
(株)ひろしまイノベーション推進機構	出資法人(県出資ファンド無限責任組員)	令和7年11月13日	マネジメントディスカッション、本社の視察、現金等実査、財産管理ヒアリング
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年11月25日	帳票類(委託契約)の確認
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年11月28日	帳票類(県委託事業、補助事業)の確認

監査に関連する事業の現場の見学・ヒアリングや、出資法人の本部・本社訪問、帳票類の確認等を行った。上記以外にも、必要に応じて、監査対象機関の担当者からのヒアリングを実施した。

4 個別の監査の方法

概ね以下の流れで監査を行った。

- (1) 資料の確認及び検討

監査テーマに係る事業及び監査対象機関に関連する資料を確認した。

併せて、関連する契約、補助金・負担金、財務の状況も確認した。

県の施策領域「産業イノベーション」は、県の産業振興関連事業の全般にわたることから、本監査においては、その中からイノベーションの推進に関連が深いと思料される事業を中心に監査した。具体的には、ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」に係る事業群（ワーク）49～52、54及び55（52はイノベーション推進チーム（令和6年度当時）及び産業人材課所管のみ）に関連する事業を中心に監査を実施した（ワーク番号については第2章第3で後述）。

出資法人のうち、産振構については、組織全般のほか、県事業で確認したワークに関連する事業を中心に監査を実施した。その際は、産振構と県との関係、過年度監査への措置状況についても着目した。

推進機構については、組織全般、財務、契約のほか、同社の投資有限責任組合（ファンド）事業のうち県が出資している1号ファンドにおける県との関係、現状について監査を実施した。

以上各々につき、必要に応じて、全体を明らかにして評価するアプローチと、監査の対象となる母集団から一部を抽出し詳細に検討するアプローチ（試査）を併用した（後者の抽出の視点は各監査報告を参照）。

(2) 追加資料の入手、質問等

確認資料を踏まえた問題意識に基づき、追加資料の依頼や監査対象機関への質問を行った。必要に応じて、往査も実施した。

(3) 課題・問題点の抽出と評価

事業毎の課題や問題点を検討し、後述の判断基準に基づき指摘・意見等を記載した。

第3 監査の結果について

1 指摘及び意見

以下の判断基準に基づき各区分に分類した。なお、出資法人（産振構及び推進機構）の監査に関連して県（商工労働局）に対して指摘・意見する事項については、各出資法人の章の中で、県（商工労働局）に対する指摘・意見であることを明示して記載した。

区分	根拠規程等	判断基準	報告書中の表現
指摘	「監査の結果」（自治法252条の37第5項）	法令（法律、条例、規則等）に違反している場合や、著しく不経済あるいは適切さを欠くと判断される場合	「～すべきである」
意見	「監査の結果に関する報告に添え」て提出する「意見」（自治法252条の38第2項）	指摘事項以外で、組織及び運営の合理化に資するため、事業をより経済的、効率的、効果的なものにするため改善することが望ましいと考える事項	「～することが望まれる」

2 略語、略称

県	・・・	広島県
自治法	・・・	地方自治法
施行令	・・・	地方自治法施行令
産振構	・・・	公益財団法人ひろしま産業振興機構
推進機構	・・・	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
チャレンジビジョン	・・・	「ひろしま未来チャレンジビジョン」
ひろしまビジョン	・・・	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」
アクションプラン	・・・	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン [広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略] 2021▷2025」

3 その他補足事項

(1) 数値・金額の表記

報告書の数値・金額の端数処理について、端数を切捨て又は四捨五入して表示しているものがあることにより、合計が一致しない場合がある。

(2) 用語の説明

専門・技術的用語、県独自の定義付けのある用語については、その内容を読み手に正確に伝える観点から、本文又は脚注においてできる限り説明するようにした。

第4 本外部監査の監査結果

1 監査結果報告書の構成

本書の全体の構成は以下のとおりである。第2章以下で監査報告の内容を記載する。

具体的には、県のイノベーション推進に向けた取組（平成23年度以降）を確認した後、商工労働局のイノベーション推進に係る事業、出資法人（2法人）についての監査報告をする。最後に、全体を通じた総括意見等を記載する。

【全体の構成】

第1章 本外部監査について（総論）

第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業

第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について

第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について

第5章 総括意見等

2 指摘・意見の件数

本外部監査の指摘・意見の件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	合計
県商工労働局	8件	36件	44件
公益財団法人ひろしま産業振興機構（注） （うち県商工労働局へ）	10件 (2件)	15件 (1件)	25件 (3件)
株式会社ひろしまイノベーション推進機構（注） （うち県商工労働局へ）	6件 (2件)	5件 (2件)	11件 (4件)
総括意見	0件	4件	4件
合計	24件	60件	84件

（注）出資法人に係る指摘・意見の件数は、出資法人に関連する県への指摘・意見を含む

3 指摘・意見の一覧

本外部監査の指摘・意見の一覧（概要）は次のとおりである（左に通し番号を付した）。

監査の結果（概要）			頁
項目	概要		頁
第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業			32
第1 商工労働局（組織概要等）			32
第2 県の産業イノベーション推進に関する計画等			35
1	【意見】「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について	ひろしまビジョン、アクションプランのいずれにも「イノベーション」や「イノベーション立県」「イノベーション力」の定義は記載されていない。県が独自に「イノベーション」の定義を設けていることも踏まえ、「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義をひろしまビジョンやアクションプランに記載する（直ちに記載することが困難である場合は、各年度の施策説明資料等に記載するなどの代替措置をとる）ことが望まれる。	48
2	【意見】付加価値創出額の算定方法	付加価値創出額は名目額で算出され、近年の物価上昇による影響が考慮されていない。県の付加価値創出額に物価上昇による影響を適正に織り込まれなければ、付加価値創出額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるのではないか。例えば、「付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。	49
第3 令和6年度事業の概要（産業イノベーション）			51
第4 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（ワーク49）			54
3	【意見】成果目標の算定方法	成果目標「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」の計算が名目額となっており、近年の物価上昇の影響が適正に織り込まれていない。例えば、「1人当たりの付加価値額」の実質的な成長を評価し、成果目標が県の	55

		取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。	
4	【意見】 負担金全額を一括で概算払している点	過去3年度、負担金全額を概算払しているが、いずれの年も返還金が生じている。概算払が交付の特例（例外的方法）であることを踏まえ、全額を一括して概算払することの相当性について、随時検討することが望まれる。	60
5	【意見】 概算払の金額について	過去3年度、負担金の額に変動がみられるが、概算払は同一となっている点につき、前年度の負担金額を踏まえ、概算払額の見直しを含めた検討が望まれる。	61
6	【意見】 概算払時の内部決裁手続について	ひろ自連への負担金を一括して概算払する場合、県補助金等交付規則16条1項所定の概算払の要件を満たすことを確認するのみならず、事後の検証のため、決裁時に要件を満たすと判断した理由を帳票（伺い文等）に明記することが望まれる。	61
7	【意見】 補助事業者からの事業状況報告の活用について	補助事業者から得られる事業報告の活用について、県は、今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している一方、事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合のフォロー等は検討していないとするが、事業化スケジュールの進捗が遅れた場合の原因を分析することは、補助金が当初企図していた効果を得られていたかを検証する観点から有益であると考え。例えば、進捗が遅れている補助事業者につき原因を聴き取り、その内容を分析するなどし、今後の補助事業の設計等に生かすことが望まれる。	70
8	【意見】 代表企業以外の契約上の立場の明確化	契約書において、契約の相手方の記名押印は代表企業のみであり、代表企業以外の者が契約当事者であることを伺わせる記載はない。合意内容を書面化し紛争を予防するとの契約書作成の意義から、契約当事者のうち代表企業のみとの間で契約書を締結する場合、代表企業以外の	72

		者が契約当事者であること及び各当事者の契約上の権利義務の内容につき、契約書の中で明確化することが望まれる。	
9	【意見】 チェックリストのチェック漏れ	チェックリストの「遅延利息に誤りはないか。(R6:年2.5%)」欄に担当課のチェックがなかった。チェックリストを設けた意義(検討漏れや過誤の防止)から、決裁手続時にチェック漏れがないかを十分確認することが望まれる。	73
第5 広島が強みを生かした新成長産業の育成(ワーク50)			75
10	【意見】 目標の設定及び効果測定	負担金につき、事業目標の設定根拠や成果目標である付加価値額へのつながりが曖昧なもの、負担金支出による効果測定を行っていないものがある。より具体的に付加価値額へつながる事業目標の設定、各事業の効果と成果目標との関連性がより明確になるような見直しを行うことが望まれる。	96
11	【意見】 協議会負担金の県負担割合	各種協議会の負担金全額を県が支出しているものがある。補助金・負担金の制度趣旨、受益者負担の観点からも、受益の程度に応じて一定の企業負担を求めていく方向に進めることが望まれる。	97
12	【意見】 協議会等の情報公開	県が負担金の支出等の支援をしていることを踏まえ、協議会等の活動自体の公開のみならず、協議会等の収支や活動の結果である効果についても公表することが望まれる。	97
13	【意見】 負担金の概算払額	返納金が生じているひろしま環境ビジネス推進協議会など、負担金の概算払について、概算払額(まとまった額を概算払すること)の妥当性を検討することが望まれる。	98
14	【意見】 平成30年度包括外部監査の措置状況	負担金の負担に関する監査意見への措置状況について、上記情報公開や負担金適正化の検討に加えて、県からの	98

		支出とのバランス等について、金額的な影響等を踏まえた具体的な検討をすることが望まれる。	
第6 インノベーション環境の整備（ワーク51）			101
15	【意見】 委託先との目標値等の差異について	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業の事業目標の指標中「HDIC利用日数」の令和6年度目標値（600日）について、委託先の産振構が設定したHDIC利用日数の目標値（1000日）と異なっていた（実績値は801日）。同じ事業の目標であるから、県と委託先との間で協議の上目標設定すること、委託先がより高い目標を設定していた場合は県もそれに近い目標設定を検討することが望まれる。	113
16	【意見】 イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員の管理について	「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」の算出について、長期未利用の会員の整理（退会処理など）を行わず、長期未利用の会員を含めて算出することは妥当ではない。一定の基準を設けた上で一度長期未利用の会員の整理を行い、実質的な利用状況を踏まえた会員数の算出を行うようにすることが望まれる。	113
17	【意見】 ユニコーン10に係る目標について	ユニコーン10に係る目標について、「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標は「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」のみである。また、「10年間でユニコーン企業に匹敵するような企業を10社創出することを目標」に係る中間目標について、企業価値に着目したものはない。「10億ドル以上の企業価値」に成長した企業を県が「ユニコーン企業に匹敵する企業」として位置付けていることから、各年度主要事業の事業目標、あるいは中期的な目標として成長企業の企業価値に着目した目標もあわせて設定することが望まれる。	114

18	【意見】 成果の実績値と委託先の実績報告の差異について	イノベーション・エコシステム形成事業の事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」について、令和6年度主要事業の成果の実績値には3,328人（メールが届いていない会員を控除）とあるが、委託先の実績報告書には4,199名（システム登録上の総数）との記載があった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であり、県と委託先での実績値のカウント方法を統一することが望まれる。	132
19	【指摘】 会員数の計測ができなくなったことについて	「イノベーション・ハブ・Camps」マネジメント業務において、システム変更によって令和6年10月から令和7年3月までの会員数を計測できていなかった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であるから、不測の事態が生じた場合も代替的な方法で会員数を計測するなど、効果測定をするために必要な情報を確保すべきである。	132
20	【意見】 備品の管理について	「イノベーション・ハブ・Camps」に設置してある県有備品の管理について、現物を目視にて確認しており、処分等があれば都度更新をしているとの回答を得た。紛失・盗難等防止の観点から、目視の確認のみでなく、県有備品であることが一見してわかるような形での管理が望まれる。	133
21	【意見】 価格の適正さ及び判断のプロセスについて	ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】の契約額について、「令和5年度・6年度の契約額が同一であることから妥当性について確認できていると考えている。」と回答を得たが、過去の実績等を踏まえて必要に応じて価格交渉をするなど、都度予定価格の妥当性を確認することが望まれる。	136

22	【意見】 効果測定について	効果測定をしていないとの回答を得た補助金・委託契約につき、イノベーション環境の整備（ワーク51）の成果目標（KPI）や、付加価値創出額（ひろしまビジョン）の増加にどの程度寄与しているのかを確認するため、各事業がKPIの達成にどの程度寄与しているか等につき何かしらの効果測定をすることが望まれる。	136
第7 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（ワーク52）			138
23	【指摘】 平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況の報告のあり方	包括外部監査に対する措置状況の報告において、監査対象機関が示す「措置内容」が一般的・抽象的な回答にとどまっていた点について、自治法252条の38第6項の趣旨やPDCAサイクルの観点から、当該意見に対してどのような考え方・判断を踏まえて措置に至ったのかを可能な範囲で整理し、具体的な改善内容と併せて報告・公表すべきである。	171
24	【意見】 成果指標の設定と付加価値創出プロセスの明確化	「データサイエンス人材育成人数」や「高度外国人材の県内企業への就職者数」など、人数を成果指標とする各事業について、人数だけでは付加価値創出との因果関係が不明確になりやすいため、目標人数の設定根拠や想定される効果を明示するとともに、中間プロセスを把握できる指標の導入により評価の精度向上を図ることが望まれる。あわせて、人数目標のみとなる場合には、実施後の検証を通じて付加価値創出への寄与度を確認し、必要に応じて目標や指標の見直しを行うことが望まれる。	171
25	【指摘】 補助金申請上限の規定根拠及び規定形式の妥当性	「イノベーション人材等育成事業補助金」において、補助事業者が同一年度内に申請できる上限に関する制限が、交付要綱ではなく公募要領にのみ記載されている点について、1事業者当たりの年間申請上限という実体的な基準は、類似事業との均衡や法的安定性の観点から、交付の根拠となる要綱に明記されるべきである。	172

26	【意見】 支援の公平性	「イノベーション人材等育成事業補助金」及び「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金」において、採択数が限定的な中、同一企業による反復的な受給を可能とする設計となっている運用については、支援の偏在を招くリスクがある一方、高い採択率に鑑みれば単なる利用制限が施策の停滞を招く恐れも懸念される。実績データに基づき複数回利用の実態を検証し、偏在が見られる場合には参入しやすい制度設計を検討するとともに、新規申請の状況を分析し、広報の見直しや手続の簡素化を含め、幅広い企業が活用しやすい環境を整備することが望まれる。	173
27	【意見】 受益者負担の適正化	「広島県ものづくりグローバル人材育成協議会」に対する負担金事業において、高いマッチング実績を維持しながらも正会員企業数が減少している点は、これまでの事業成果と民間側の費用対効果に対する評価との間に乖離が生じている可能性を示唆するものである。本事業の見直しにあたっては、支援の公平性の確保と受益者負担の適正化という観点から、民間資金を導入する実体的な意義を再定義し、広域的な産業振興という公的目的と、会員企業に対する受益相応のメリット供与とを両立しうる、新たな負担体系の構築に向けた抜本的な検討が望まれる。	173
28	【意見】 公募型プロポーザルにおける実質的な競争性の確保	大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約に関し、公募型プロポーザルの応募が1者にとどまった点について、その要因を把握するため、募集条件、周知方法、募集期間等の設定について検証を行い、競争性の確保に向けた改善策を検討し、複数の事業者が参加しやすい環境整備を図ることが望まれる。	174

29	【意見】委託事業における費用対効果の検証	大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約について、本事業における応募誘導効果は一定程度認められるものの、応募件数に比して成約件数が限定的であることから、事業の費用対効果について、より詳細な検証が必要と考えられる。また、成約に至らなかった多くの応募についてその理由を把握・分析等することにより、今後の改善策を検討することが望まれる。	174
第8 県経済を牽引する企業の育成・集積（ワーク54）			176
30	【意見】指標「県の取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性	県はM&Aや地域未来牽引企業の増加が付加価値創出に寄与すると説明するが、その定量的・因果的な関係性は必ずしも明確ではない。施策の有効性を客観的に評価するためには、M&A実施企業における生産性や付加価値額の推移を追跡調査するなど、KPIと最上位指標との相関関係を裏付けるデータの収集・分析を行い、将来的にはKPIの整理をすることが望まれる。	179
31	【意見】成果目標M&Aの達成状況	外部環境の変化を未達の理由にするだけでなく、例えば、マッチング支援の強化や手数料補助など、成約に直結する具体的かつ実効性のある施策への転換、あるいは目標値自体の妥当性の再検証を行うことが望まれる。	179
32	【意見】計画件数等に実績件数等が達しない項目が複数ある点	計画件数等に応じた実績件数等が達しない項目が複数ある（チーム型支援事業（ネクストリーダー創出支援事業）、中小企業成長プラン策定支援事業など）が、事業の見直し及び適切な計画件数等の設定をすることが望まれる。	184
33	【意見】中小・ベンチャー企業成長支援事業について	補助事業変更承認申請に関連し、事業の執行状況について、産振構との間でより緊密な情報交換を行うことが望まれる。	184
34	【指摘】助成金交付事業 ①助成実施事業数の誤り	助成実施企業数の実績件数は3件であるが、4件と誤記がある。実績報告書を正確に検査すべきである。	187

35	【指摘】コンテンツ制作・広報の委託	コンテンツ制作・広報の委託について業務の属性に応じて分離発注を行い、可能な限り競争入札に付すべきである。	190
36	【指摘】再委託の承認 手続漏れ	契約時に再委託先についての承諾書を作成するなど再委託先の承認手続は厳格に行うべきである。	190
37	【指摘】契約書における知的財産関連条項について	契約書において著作権の譲渡、著作者人格権の不行使の条項を設けるなど知的財産権利処理を行うべきである。	192
38	【指摘】契約書への特記事項の添付について	契約内容の明確化のため、「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに関する特記事項」について請書に添付すべきである。	191
39	【意見】報告書での「件数」の表記ゆれ	委託契約の実績報告に関し、延べ数なのか実数なのか数値に大きな影響を与えるため、件数は延べ数、実数を明記し、統一的に表記するのが望まれる。	193
40	【意見】応募が9社しかない点	委託業務の内容（応募件数）につき、委託業務の実効性及び県内企業への公平な実施を担保するため、幅広く応募を得られるように広報等の方法を工夫することが望まれる。	194
第9 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（ワーク55）			196
41	【意見】自走化段階の 運営体制と県の関与	「チームイノベーション道場」に関し、民間自走化段階にある区分においても、県が講座の整備に予算を投じてきた経緯や、現在も職員による実働面での協力及び県関与による信頼の供与を継続している実態に鑑みれば、提供リソースと民間側の受益が適正な範囲で釣り合っているか、収支実態に基づき支援の相当性を説明できる管理体制を整える必要がある。あわせて、実施過程で得られた成果情報を的確に収集し、県施策の立案・改善に繋げるフィードバックの仕組みが構築され、有効に生かされることが望まれる。	213

42	【意見】 県事業の成果の活用	令和6年度に約3200万円の講師委託料が投じられた「チームイノベーション道場」シーズンⅢに関し、将来の自走化後も投資成果が県民利益として最大化されるよう、成果目標（KPI）や成長状況を継続的に受領し、施策の有効性を検証できる体制を維持すべきである。また、県に帰属する著作権等の成果物を「公共財」として他施策へ有効活用できる実効性のある管理体制を構築することが望まれる。	213
43	【意見】 成果目標の妥当性	成果指標（KPI）が単なる参加企業数という活動実績（アウトプット）の集計に留まっている点について、現在の評価体制では付加価値額の増加等の実効的な成果を十分に測定・検証できていない。公金投入の効果を客観的に示すため、実施後の定期的な追跡調査（フォローアップ）の手法を確立し、参加企業における経営改善の推移を継続的にモニタリングするなど、定量的な成果把握体制を構築することが望まれる。	214
44	【意見】 再委託の妥当性	動画制作等の付随的業務において、契約額の大部分を占める再委託先に実質的な制作作業を委ねている点について、発注形態としての経済性に再考の余地がある。一括発注に依存することによる中間経費の発生を回避するため、企画と実作業を切り分けた直接契約の検討など、より効率的な公金執行に努めることが望まれる。	214
第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について			216
第1 組織概要（産振構）			216
45	【指摘】 令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期	令和6年6月28日付定時評議員会が急遽同日付書面決議に変更されているが、同意書を産振構が受領した時期は、同年7月に入ってからである。「決議の省略（みなし決議）」の法的効力発生時期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律194条1項の解釈上、最後の評議員の同意が法人に到達した時であるから、実際には、令和6年	227

		<p>6月28日に定時評議員会を開催したとは評価できず、定款20条の定め（定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない）に違反したものと評価せざるを得ない。</p> <p>今後、定款20条の期間内に定時評議員会が開催されるよう留意すべきである。</p>	
46	<p>【指摘】 評議員会及び理事会の書面決議の日付</p>	<p>評議員会の書面決議を取る際に同意日が同意書返送期限よりも前の日（産振構から評議員会宛書面決議通知日と同一の日）に設定されているものがある。理事会の書面決議についても、同様に、同意日が同意書返送期限よりも前の日に設定されているものがある。同意書の返送により現実に同意の意思表示が産振構に到達したのは同意書記載日より後の日であったことは明らかであるにもかかわらず、受領した日よりも前に同意があったものとして、同意書記載日に決議等が成立したと取り扱っている点は実態と齟齬しており問題であるから、今後は決議日を同意書の送付等により同意の意思表示が産振構に到達した後にすることを徹底すべきである。</p>	227
47	<p>【意見】 公益通報制度の外部窓口について</p>	<p>産振構の公益通報制度の外部通報窓口には県商工労働局職員が指定されている。同職員は産振構の外部の者であるが、通報事案によっては県が利害関係人となる場合もありうる。外部窓口を前記県職員にすること自体が不合理とまではいえないが、公益通報制度の趣旨（通報者の保護と法令遵守の確保）及び産振構が内部窓口と別に外部窓口を設置した趣旨から、より独立性の高い第三者を外部窓口とする（外部窓口を変更、あるいは前記県職員の外部窓口に追加する形で別途独立した第三者の外部窓口を設置する）ことの検討が望まれる。</p>	228

48	【意見】BCP（又はそれに準じた計画）の策定	産振構における災害時対応の整備状況について、発災時の事業復旧の優先順位等を定めたBCP（事業継続計画）は策定されていない。産振構には県内産業支援の中核を担う公的機関としての役割を安定的に果たす責任があること、拠点が県内に点在し、多様な災害に直面するリスクがある現状に鑑みれば、これら各拠点の特性に応じた避難・復旧手順を明確化し、役職員の安全確保と事業継続を確実なものとするBCP及び対応マニュアル（又はBCPに準じた計画）を策定することが望まれる。	228
第2 事業の概要（産振構）			230
49	【指摘】事業の達成度評価の基準について	令和6年度各事業の目標の達成度を「達成」「概ね達成」「未達」の3段階で評価しているが、達成したか否かの基準が事業全般につき明確にされていない。特に「概ね達成」につき、どの程度をもって「概ね」達成したかの基準が明らかではない。各事業が県や国などの事業の一翼を担い、公益性が高いことを踏まえると、事業の達成度を客観的に評価することが重要であるから、産振構としての統一的な評価基準を定めるべきである。	238
50	【指摘】事業の達成度評価の手続について	令和6年度各事業の目標の達成度の評価手続につき、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているが、達成度判断に至るまでの記録は特になし。産振構事業の公益性の高さを踏まえ、評価の客観性を高めるため、産振構としての統一的な達成度評価手続を定めるべきである。また、評価当時の判断プロセスを将来確認できるようにする観点から、達成度判断に至るまでの記録を残すべきである。	239
51	【指摘】平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容（県商工労働局へ）	措置状況当時の公表内容の記載が抽象的であり、具体的にどのような措置を取ったのかが明確ではない。監査の結果を当時の県がどのように受け止め、具体的にどのような措置を取ったのかが通知・公表されなければ、監査	239

		により県の対応が改善したのか否かを判別することができないから、県は、措置状況をより具体的に説明すべきであった。	
52	【指摘】平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の保存について（県商工労働局へ）	共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の措置状況（当時どのように検討、対応したか）を整理した資料は商工労働局に残っていないとの回答であった。措置状況の適否を後日検証できるようにするため、措置当時の検討内容等を記録化し保管をしておくべきであった。	239
53	【意見】共通管理費算定時の県側での内容審査について（県商工労働局へ）	令和6年度の共通管理費算定時の県側での内容審査について、予算・決算ともに一部の費目（人件費）を除き、各項目（費用）内訳までは確認しておらず、産振構側の費用計上が基本的に妥当であることを前提にした審査となっている。毎年度多額の共通管理費を支出（令和6年度決算額：53,745千円）している現状を踏まえれば、県側で個別の費目の明細を確認するなど、より詳細に確認することが望まれる。	240
第3 「経営・創業等の支援」 関連事業（産振構）			241
54	【意見】県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係	創業環境整備促進事業につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の委託事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。	242
55	【意見】県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係	中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の補助事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。	246
第4 「ものづくりの革新」 関連事業（産振構）			250

第5 「デジタルイノベーションの推進」 関連事業（産振構）			258
56	【意見】 目標設定時の 県との連携	HDIC利用日数（目標1000日、実績801日）について、県は令和6年度主要事業「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業で「HDIC利用日数」の令和6年度目標値を600日と設定の上目的達成と評価し、目標未達とした産振構と逆の評価をしている。同じ事業の委託者と受託者との間で、目標の設定及び評価が異なることは好ましくなく、県と連携・調整の上で目標設定することが望まれる。	263
第6 「カーテクノロジーの革新」 関連事業（産振構）			264
57	【意見】 自動車関連産業 クラスター支援事業 に係る目標設定	自動車関連産業クラスター支援事業における、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標につき、具体的な数値目標はない。目標達成の判断基準の明示や数値目標等の設定がなければ、設定目標の達成度判断も客観性に欠け、目標設定として不十分ではないか。今後の目標設定に際し、数値目標等を設定するなどの対応が望まれる。	269
第7 財産・税務会計（産振構）			274
58	【意見】 固定資産台帳 における償却年数の記 載誤りについて	固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。	276
59	【意見】 固定資産の管 理について	固定資産（県有備品を含む）の管理のルールを作成すること、確認頻度について一定の周期を決めて定期的に確認するようにし、その周期をルール化することが望まれる。	277
60	【指摘】 消費税につい て（助成金の経理処理）	課税区分の誤りは消費税等の納税金額に影響を与える（今回のケースでは納税金額が過少となっている）た	277

		め、課税の対象の要件を確認し適切に処理を行うべきである。	
61	【意見】 グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金について	昨今の激しい社会経済情勢の変化を鑑みると、今後返済が滞る債務者が発生する可能性が十分に考えられるため、貸倒引当金を計上することが望まれる。	278
第8 債権管理（産振構）			279
62	【意見】 未収債権の回収について	未収債権1件につき、期限経過後回収が継続している状態にある。現在の回収対応に問題があるとは言えないが、今後、債務者の状況変化などにより、回収が困難になった場合等は、解除、一括請求、法的手続による回収等の他の取りうる手段も検討することが望まれる。	280
第9 委託契約（産振構）			281
63	【意見】1者入札への対応	一般競争入札やプロポーザル契約において、入札見積人数が1者のみの契約が幾つかみられる。複数の入札参加者が参加しないと、実質的に競争性を働かせることが困難となる。産振構が一般競争入札の原則を採用していることを踏まえ、契約における競争性を確保するため、例えば、周知方法の変更や、公告から申請期限・書類提出期限までの期間を長めに設定するなどの工夫により、参加者を増やす取組を実施することが望まれる。	285
64	【意見】 反社条項がない契約	契約書において、契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（反社条項）がないものがみられた。契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に相手方が反社会的勢力に該当する事情が新たに生じた場合、契約書に反社条項がなければ契約解除等の対応が困難となる。県出資法人であり、県の財政的援助を受け公共的な事業を担う産振構として、広島県暴力団排除条例の要請を踏まえ、契約書の中に反社条項を入れることが望まれる。	286

65	【指摘】 支援対象中小企業の秘密保持に係る条項	受託業務での支援対象中小企業の秘密保持が契約書の秘密保持条項の中で明記されておらず、契約書内の秘密保持条項の「相手方」に支援対象中小企業を含めるのは解釈上無理があるものがあった。契約書において、秘密保持条項の対象となる「相手方の秘密」に支援対象企業の秘密が含まれることを明記し、受託者に対して支援対象中小企業の秘密情報についても秘密保持義務を課すことが明確になるようにすべきである。	286
66	【指摘】 再委託の承諾手続の不備	契約に、受託者以外のプロジェクトメンバーが関与しているが、契約約款に基づく再委託の書面による承認手続が取られていないものがみられた。プロポーザルの採択決定や契約書に添付された仕様書の記載をもって再委託の承認があったと解するのは困難である。契約書の特記事項に再委託の事業者を明記するなどの方法で、契約書の中で再委託の存在を明確にする、あるいは契約約款に基づく再委託の書面承諾手続をとる形で、再委託の承諾手続を明確に行うべきである。	287
67	【指摘】 契約更新時の決裁手続	契約書上の契約更新の期限経過後に契約継続の決裁を行っているものがあった。理事会権限（予算承認）の尊重、不測の損害発生防止の観点からは、契約書の契約更新の期限を産振構の意思決定手続に合わせて設定すべきである。契約相手方との関係でそれが困難な場合は、更新時に、産振構の内部決裁手続での承認を条件とした留保付き承諾などの手続を行うべきである。	287
68	【意見】 特許権の持分比率に係る契約上の定め	共同研究契約書において、共同研究実施により得られた特許権等を原則として契約当事者の共有としその持分比率は別途協議により定めるとの条項について、当該条項には、持分比率を定める際の考慮要素は何ら示されていない。貢献度等によって判断することを想定しているのであれば、持分比率を定める際の考慮要素が貢献度等	288

		であることを契約書の当該条項に明記することが望まれる。	
69	【意見】随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管	随意契約を行う際、随意契約理由の中に記載された聞取りの内容に係る証憑が保存されていないものがあった。また、随意契約の際に1社のみから見積書を徴取した事案につき、その理由が起案書類において明記されていないものがあった。随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合、その理由の根拠資料（ヒアリング結果など）は書類で残し、決裁書類に理由を明記するよう留意することが望まれる。	288
第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について			291
第1 組織概要（推進機構）			291
70	【意見】県計画における推進機構の位置付けの明確化（県商工労働局へ）	推進機構の投資活動（ファンド事業）は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素とすることから「産業イノベーション」の指標（県の取組による付加価値創出額）に寄与し、取組の方向⑥「県経済を牽引する企業の育成・集積」（ワーク54）との関連性もあると考えられる。県が推進機構や1号ファンドに多額の出資をしてきたことを適時適切に評価する観点から、推進機構による投資活動をひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の中で明確に位置付けることが望まれる。	296
71	【意見】県の推進機構に対する出資について（県商工労働局へ）	推進機構は平成23年の設立以降、14年以上が経過した。県が出資した1号ファンドは清算手続に入り、民間出資による3号ファンドや、次のファンド組成に向けた動きも進行するなど、推進機構のファンド事業は、推進機構設立時とは異なる段階に移行したとも考えられる。これまでの推進機構の取組の評価、現時点での1号ファンドの検証（後述）と併せて、県が推進機構に資本金等	297

		を出資する意義を、県側で改めて確認・再定義することが望まれる。	
72	【意見】 出資等を通じた県との関係について	平成23年の推進機構設立以降14年以上が経過し、推進機構のファンド事業も、民間出資によるファンドに移行している。この間に県内企業等への投資ファンドの認知度が高まり、利用状況にも変化が見られる。このような変化を踏まえ、推進機構においても、県出資法人であることの意義を、県との間で協議の上改めて確認・再定義することが望まれる。	297
第2 財務会計（推進機構）			298
73	【指摘】 タクシーチケットの処理	タクシーチケットについては、使用期限があり、限度額も設定されているため、重要な資金流出を招く恐れは少ない。また、会社としては現在のところ不正利用された形跡はないとのことであった。しかしながら、タクシーチケットの管理が不十分であると、不正に利用されるリスクは残される。このようなリスクに対処するためには、端数となったチケットについても適切に管理をする必要がある。	305
74	【指摘】 消費税等の処理	消費税等について誤った処理を行っていた。消費税等の処理については、不明点等について顧問税理士等とのコミュニケーションをより行い、誤りがないように処理をする必要がある。 推進機構としては、インボイス等について仕訳伝票の裏面に貼付のうえ、すべて適切に保管されているとともに、監査時の監査人からの指摘を踏まえ、令和7年4月以降の証票を再確認の上、適切に対応しているとのことであった。また、過年度分について、顧問税理士も交えて確認を行い、令和6年3月期と令和7年3月期の消費税について修正申告と納付（令和6年3月期：1,000円、令和7年	305

		3月期:7,100円)、これに伴う法人税の更正の請求等も行ったとのことである。	
75	【意見】 税効果会計の適用	税効果の適用について適切な判断が行われておらず、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上漏れしていると仮定すると、当期純利益が5百万円過少となっていることになる。税効果会計については、繰越欠損金を含めたスケジューリングを実施した上で、回収可能見込額を計上するという基準等に従った適切な処理を行うことが望まれる。	308
76	【指摘】 キャッシュ・フロー計算書の集計誤り	計算書類に含めて開示しているキャッシュ・フロー計算書において、営業キャッシュ・フローの内訳に『固定資産除却損 674千円』の記載が漏れていた。当該漏れは、エクセルで作成している精算表において、該当する行が非表示となっていたことに起因するものであった。極めて単純な誤りではあるが、適切に計算突合を行っていれば発見できた誤りである。通常、事業報告や計算書類等については、記載している数値の突合及び縦計の計算突合を実施するものである。今回の誤りは、外部委託先への過信及び会社側での最終チェックが漏れていたため生じた誤りである。最終的には会社として開示書類の適正性を確保するため、最低限の確認は行う必要があると考えられる。	310
77	【指摘】 法人税申告書の記載誤り	法人税申告書の別表14(2)において、寄附金に含めるべき玉串料30,000円の記載が漏れていた。一般寄附金の損金算入限度額の範囲内のため、今回の誤り自体は税額に影響するものではない。ただし、当該誤りは当年度だけのものではなく、暦年に渡り同様の誤りが継続されていた。経理担当者も法人税法等の処理を把握するとともに、税理士等とも適切にコミュニケーションを行うべき	310

		である。完全に委託先の税理士任せにはせず、完成した申告書等の妥当性を確認する必要があると考えられる。	
78	【意見】 経理全般	<p>処理誤り等について、誤り自体は極めて単純なものが多く、損益に及ぼす影響も極めて僅少であると考えられるが、これらの誤り等を放置していると、後々大きな問題を引き起こすおそれも考えられる。</p> <p>現在、管理部門の人員は2名のみであり、一定の業務負荷があると推察される。相互チェック等の牽制が利かなくなると、誤謬や不正を招くおそれもある。</p> <p>推進機構の経理は、一般の株式会社と異なり、ファンドの処理等専門的な業務を多く扱っている点、県出資法人としての公益性を有していることを考慮すると、管理部門の体制の確認・強化とあわせて監査役や顧問税理士等との連携を一層強化する必要があると考えられる。</p>	311
第3 契約（推進機構）			313
第4 ファンド事業について（推進機構）			315
79	【指摘】1号ファンドへの県出資の成果の検証及び公開（県商工労働局へ）	<p>推進機構の投資活動について、平成30年の中間的検証後は、年1回の定期的な概要・状況報告が公表されるのみで、検証はなされていない。県は、保有株式売却後（1号ファンド清算完了後）に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、同株式の適切な時期での売却を図る関係で、現時点での検証時期は未定であるとしている。中間的検証から7年以上、ファンド期間終了後2年以上が経過したことを踏まえ、2回目の中間的検証など、現時点での1号ファンドの投資活動の成果や投資効果等の検証を改めて行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。</p>	333

80	【指摘】推進機構による投資活動全般の検証及び公開（県商工労働局へ）	中間的検証後、令和2年に3号ファンドが組成され、今後新たなファンドの組成も予定されている。推進機構設立当初と比べ、ファンド事業の内容に変化もみられる。かかる状況を踏まえ、1号ファンドの現時点での検証と合わせて、現時点での推進機構による投資活動の成果や投資効果等全般の検証を行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。	334
第5章 総括意見等			336
第1 総括意見			336
81	【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について	県の財務に関する事務の執行等が「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ようになされるためには、当該事務・事業が企図する効果や、効果との関係での位置付けを明確にする必要がある。「イノベーション」の獲得を企図する事業について、各事業において獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。さらに、事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与するとの観点から、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。	336
82	【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示	産業振興に関連する事業は、事業期間が長期にわたることが多くみられることを踏まえて、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが望まれる。また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となることを踏まえ、この5年間	337

		の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。	
83	【総括意見】 委託契約における受託者側の法的関係の整理	委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合には、受託者側の県への債務履行や契約責任の当事者を明確にする観点、紛争予防の観点から、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。	338
84	【総括意見】 本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について	本監査結果（「指摘」）への措置状況の報告（自治法252条の38第6項）の際は、監査対象機関において、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をすることが望まれる。また、定例監査への措置と同様に、措置内容に加え原因も記載されることが望ましい。 監査人の「意見」に対する措置状況の報告では、対応の内容に加え、可能な範囲で、意見に対する監査対象機関の見解等が示されることが望ましいと考える。	338

第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業

第1 商工労働局（組織概要等）

1 組織体制（令和6年度）

商工労働局長、担当部長（5名）のもと、10の課・チームが置かれていた。

令和6年度当時のイノベーション推進チームには、2名の担当部長（イノベーション環境整備担当部長、新産業創出担当部長）の下、6名の担当課長が置かれていた。

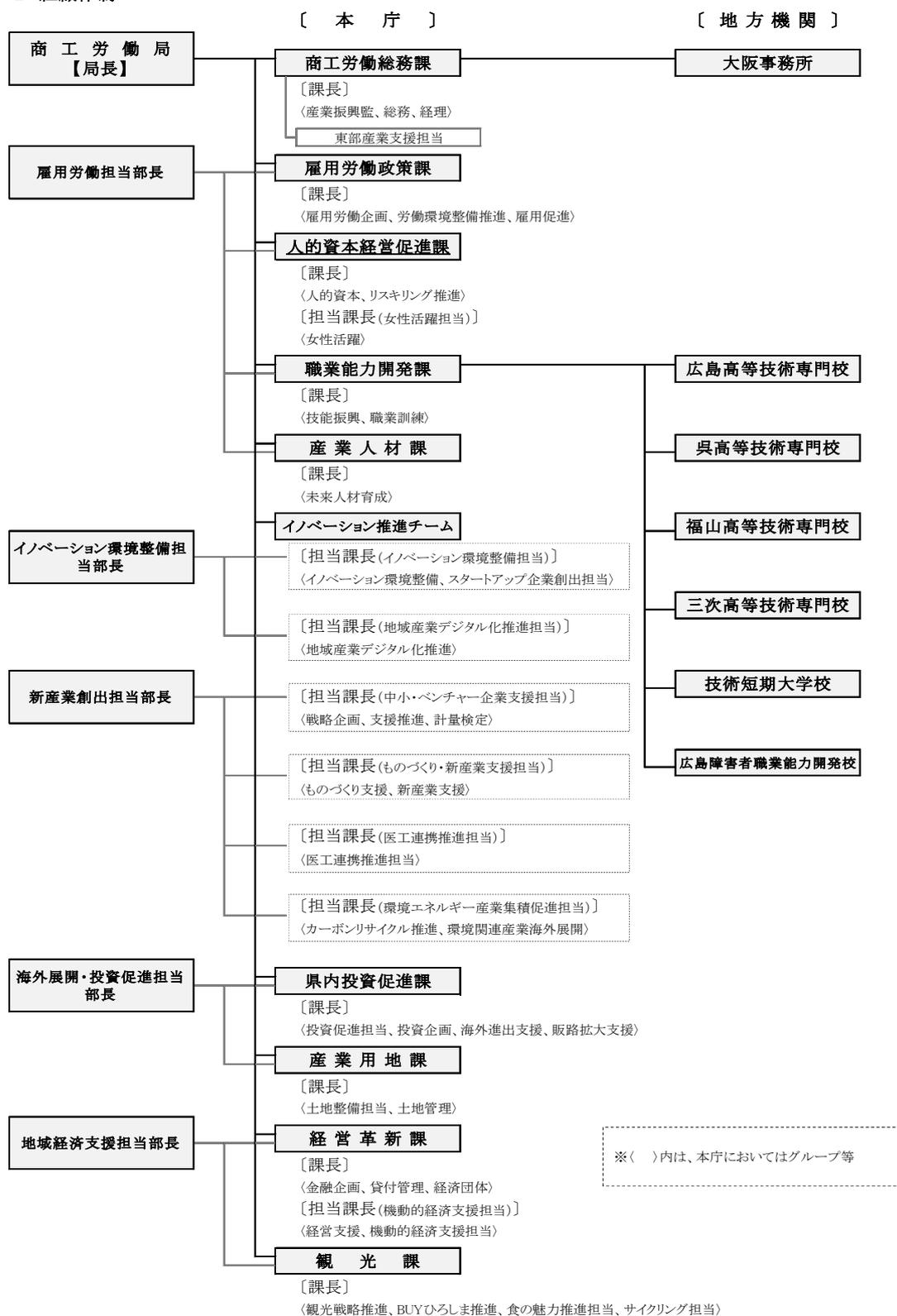
組織図は下記のとおりである。

なお、令和7年度は、イノベーション推進チームの担当課につき、以下のとおり一部変更がなされている。

- ・イノベーション環境整備担当（変更なし）
- ・地域産業デジタル化推進担当（変更なし）
- ・中小・ベンチャー企業支援担当⇒「中小企業支援課」へ
- ・ものづくり・新産業支援担当⇒「自動車・新産業課」へ
- ・医工連携推進担当⇒「バイオ・ヘルスケア産業課」へ
- ・環境エネルギー産業集積促進担当⇒「環境・エネルギー産業課」へ

令和6年度商工労働局の組織体制について

1 組織体制



「令和6年度商工労働局の行政概要について」を基に監査人作成

2 人員体制（令和6年度）

令和6年度の人員体制は、以下のとおりであった。

2 職員数

組 織 名		職員数	組 織 名		職員数
本 庁	商工労働総務課	32	地 方 機 関	大阪事務所	3
	雇用労働政策課	18		広島高等技術専門学校	17
	人的資本経営促進課	18		呉高等技術専門学校	12
	職業能力開発課	11		福山高等技術専門学校	18
	産業人材課	7		三次高等技術専門学校	12
	イノベーション推進チーム	49		技術短期大学校	11
	県内投資促進課	17		広島障害者職業能力開発校	20
	産業用地課	7	小 計	93	
	経営革新課	23			
	観 光 課	16			
小 計		198			
合 計					291

※再任用職員を含む。
 ※他県その他団体等からの受入職員及び他県その他団体等への派遣職員を除く。
 ※商工労働総務課には、局長、担当部長及び経営企画担当を含む。

令和6年度商工労働局の行政概要について

3 過年度監査及びそれに対する措置状況

(1) 監査委員監査（定例監査）

指摘事項及びそれに対する措置状況は県ウェブサイトで公開されている⁵。

商工労働局に対する近年の監査委員監査では、令和5年度第3回定例監査において指摘事項があった（監査年月日：令和5年7月21日／監査委員事務局「定例監査の結果（令和5年12月15日決定分）」より）。

⁵ 広島県監査委員＞定例監査・財政的援助団体等の監査
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kannsaiinn/teireikansa-zaiennkansa.html>

そのうち、本監査の対象事業の担当課(イノベーション環境整備チーム、商工労働総務課)に係るものとして、①行政財産の使用許可に関する事務処理(4件)、②借受財産の管理(1件)、③公の施設の利用許可に関する事務処理に係る指摘(3件)の合計8件の指摘がなされた。

それに対する措置として、留意事項をまとめた一覧表の作成及び共有、組織的なチェック体制の強化等がなされた(「令和5年度 定例監査の結果に基づく措置状況」より)。

(2) 包括外部監査

過去の県包括外部監査で商工労働局や産振構が対象となったもの(対象が本監査と関連するもの)として、第2でも触れたように、平成18年度包括外部監査(監査対象機関:商工労働部及び財団法人ひろしま産業振興機構(当時))及び平成30年度包括外部監査(同:商工労働局)がある。もともと、前者は監査から20年近くが経過し、その後現在までに社会情勢や事業内容に変化があることを踏まえ、本監査では、主に平成30年度の包括外部監査の措置状況に着目した。

本監査では、監査対象とした事業と重複する部分、具体的には、①商工労働局のワーク対象事業、②産振構の共通管理費に係る問題に着目し検討した。

具体的な検討内容、措置状況に関連する問題点は、各事業の項目の中で後述する。

第2 県の産業イノベーション推進に関する計画等

平成23年度以降の産業イノベーションに関連する県の計画(最上位計画、分野別計画等)を、「イノベーション」の定義や位置付けに着目しながら振り返った上で、現在の県の計画について説明する。

1 チャレンジビジョン計画期間(平成23年度~令和2年度)

(1) チャレンジビジョン(最上位計画)

ア ひろしま未来チャレンジビジョン(平成22年10月策定)

本件の最上位計画として、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展などの変化が進む中であって、本県の目指す姿(将来像)を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために、10年後の未来を展望して策定したビジョンとして策定された(以下「チャレンジビジョン(改定前)」という。)

チャレンジビジョン(改定前)では、県民と共に「目指す姿」を実現するため、「人づくり」「新たな経済成長」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」の4つの政策分野ご

とに「目指す姿（将来像）」を掲げ、本県の「強み」を最大限に生かして様々な挑戦を行うなどとした。

4つの挑戦を具体化し推進する上での視点の一つとして「「イノベーション」による新たな価値の創造」を掲げ、「人口減少社会の中にあっても、様々な分野の「強み」を生かして新たな活力を生み出していくためには、これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアで、モノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと、すなわち「イノベーション」が必要です。」（14頁）との記載がある。

政策分野「新たな経済成長」では、イノベーションに関連する施策領域として「新たな産業・基幹産業」「産業人材・就労」の2つが設けられた。

イ ひろしま未来チャレンジビジョン改定版（平成27年10月）⁶

策定から5年が経過し、本県を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、これまでの取組の成果や変化の兆しをより確かなものにし、また、国の地方創生に係る政策を追い風にして、本県の目指す姿「将来像」の実現に向けて「一歩先へ」踏み出すため、従来のチャレンジビジョンを発展的に見直した（以下「チャレンジビジョン（改定版）」という。）。

政策分野「新たな経済成長」の中で、経済分野におけるイノベーションを一層促進し、また、海外市場の活力を取り込むことを目指し、領域と取組内容を再編した。その中で、従来の施策領域「新たな産業・基幹産業」と「産業人材・就労」を合わせた新たな施策領域「産業イノベーション」を設けた（以後、施策領域の名称に「イノベーション」の用語が用いられるようになった）。

「イノベーション」の定義の記載はないが、「イノベーション・エコシステム」について、「産学金官や県内外の多様なつながりの中で、新たなアイデアや価値が創造され、新しい事業が次々と生まれる事業環境」と定義されている（68頁）。

(2) ひろしま産業新成長ビジョン（平成23年7月）（分野別計画）

おおむね10年先を見据え、県産業の進むべき方向性や道筋を示す基本指針として策定された（6頁）（以下「新成長ビジョン」という。）。

県の産業振興施策の目的は、産業振興を通じて、「雇用の維持・確保」と「県民所得の向上」による「県民生活の安定・向上」を図ることであるなどとして、基本理念として、「魅力のある雇用が創出され、県民が将来に向けて大きな希望を持てる強固な経済基盤を確立します。」を掲げた（同書10頁）。

⁶ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/miraichallengevision-kaitei.html>

目指すべき姿（将来像）として、「Ⅰ 社会経済情勢や市場の動向に柔軟かつ的確に対応できる「イノベーション立県」が実現しています。」「Ⅲ 多彩な産業人材の育成・集積が、イノベーションを生み出す源泉となっています。」など4点を挙げた（同書11頁）⁷。Ⅰの中で、「県のみならず、民間企業、経済団体、国や県内市町などの行政機関、産業支援機関、大学等、様々な関係主体が連携・協働して、県内企業のイノベーションを促進することで、新たな産業の創出、基幹産業の高度化・高付加価値化を図る「イノベーション立県」を実現します」とした。

基本方針（同書12頁以下）として、「Ⅰ 地域のイノベーション力の徹底強化」「Ⅱ 本件の「強み」や「強みの芽」の最大限の活用」「Ⅲ 常にグローバルの視点を持ちアジアの活力を取り込むこと」の3つを挙げている。

その上で、本件産業振興の方向性（新たな産業の育成／基幹産業の競争力の強化／アジア戦略）や「付加価値・競争力を高めるイノベーション力の強化」のための取組について言及されている。「イノベーション創出のための取組」の中では、成長資金の積極的供給に係る取組の一つとして、推進機構による企業に対する投資資金の提供とハンズオン方式での多面的な支援が挙げられている（同書41頁）。

イノベーションについて、「単に「技術革新」という意味ではなく、これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアでモノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと」と定義されている（同書52頁「用語解説」）。

なお、新成長ビジョンが見据えた「おおむね10年先」（令和3年）が経過した後新たな分野別計画は策定されていない。その経緯を商工労働局に確認したところ、「令和3年よりひろしまビジョンが策定され、その際にアクションプランの中で目標や取組が具体的に定められているため、分野別計画は重複した内容となることから策定されていないと思われる」との回答であった。また、新成長ビジョンの達成度等の検証については、「新成長ビジョンはチャレンジビジョンの分野別基本方針であるため、達成度等の指標はチャレンジビジョンで検証されている」との回答であった。

(3) その他イノベーションに係る計画

平成25年4月に「ひろしま発産業イノベーション加速戦略 [中間報告]」が策定された。

⁷ 残る2つは、「Ⅱ アジアを中心とする成長市場を獲得しています。」「Ⅳ 観光が、本件の成長を支える産業の新たな柱となっています。」が挙げられている。

平成24年8月、県は、地域の産業界、大学、金融機関、行政機関による「地域イノベーション戦略推進会議」を創設し、将来に対する危機意識の共有や、イノベーション創出に向けた課題や今後の取組の方向性について議論を進めた。地域において産業イノベーション創出の好循環を形成するための当面の課題や方策を「中間報告」（以下「加速戦略」という。）としてまとめ、以下の3つの視点で施策を強化するとした（「はじめに」より）。

- ① “オール広島”による連携・ネットワークの強化
- ② 多様な創業・新事業展開の支援強化
- ③ 次代を担う人材確保・育成

「イノベーション」の定義について、「経済学者のヨーゼフ・A・シュンペーターによれば「経済活動の中で生産手段、資源、労働力等を新たな方法で結合すること」とされている」⁸とした上で、「本編では、イノベーションを「単に『技術革新』という意味ではなく、これまでの発想や手法に捉われることなく、新しいアイデアでモノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造すること」（チャレンジビジョン（改定前）や新成長ビジョンの定義と同じ）と記載され、イノベーションとして捉える具体的類型の例として、①新商品・サービスの開発、②新しい販売方法の導入、販売市場の開拓、③新しい生産方法の導入、④原材料等の新しい仕入先の開拓、⑤新しい組織・事業モデル・連携の創出の5つを挙げている（同書42頁）。

「産業イノベーション」は、イノベーションのアイデアや視点を持った多様な担い手が、創業や新事業展開など様々な活動に取り組むことを通じて、自身の成長のみならず、地域経済や社会を活性化し、好影響をもたらすことである。そのコンセプトは以下の図にまとめられている（同書45頁）。

⁸ シュンペーターはイノベーションを「新結合」と称し、その五つの場合として以下を挙げている（シュムペーター「経済発展の理論（上）—企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究」塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳（岩波文庫）181頁以下）。

- 『一 新しい財貨、すなわち消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産。
- 二 新しい生産方法、すなわち当該産業部門において實際上未知な生産方法の導入。これはけっして科学的に新しい発見に基づく必要はなく、また商品の商業的取扱いに関する新しい方法をも含んでいる。
- 三 新しい販路の開拓、すなわち当該国の当該産業部門が従来参加していなかった市場の開拓。ただしこの市場が既存のものであるかどうかは問わない。
- 四 原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得。この場合においても、この供給源が既存のものであるか—単に見逃されていたのか、その獲得が不可能とみなされていたのかを問わず—あるいは始めてつくり出されねばならないかは問わない。
- 五 新しい組織の実現、すなわち独占的地位（たとえばトラスト化による）の形成あるいは独占の打破。』

図 2-1 産業イノベーションのコンセプト



加速戦略59頁では、「現状は地域において産業イノベーション創出の好循環を形成するための環境（地域のイノベーション力）が十分でないため、産業イノベーション創出加速のための施策を強化し、「ひろしま産業新成長ビジョン」で掲げる目指すべき姿の実現を図る。」との記載がある。

また、本地域（広島）のイノベーションを生み出す資源について、支援機関の1つとして産振構（中核的支援機関）が、資金供給機能（公的な資金供給支援）の1つとして推進機構による投資が挙げられている（同書53, 55頁）。

なお、商工労働局に確認したところ、加速戦略（中間報告）以外の報告（最終報告など）は作成しておらず、加速戦略の内容はチャレンジビジョンに引き継がれているとの回答であった。

2 ひろしまビジョンにおける計画期間（令和3年度～令和12年度）

(1) ひろしまビジョン（最上位計画）の概要

ひろしまビジョンは、チャレンジビジョンの後継の県の最上位計画として、令和2年10月に策定された（計画期間：令和3年度～令和12年度）。ひろしまビジョンは、『将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現』を基本理念としている。

ひろしまビジョンでは、「目指す姿」（『県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています ～仕事も暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～』）の実現に向けて、17の施策領域を構築し、それぞれの施策を関連させ、相乗作用を生み出しながら様々な事業を推進している。

(2) 前計画（チャレンジビジョン）の評価

ア ひろしまビジョンでのこれまでの取組等の評価

ひろしまビジョン「序章 3 これまでの主な取組と成果」(4頁以下)では、チャレンジビジョンに基づく取組の評価を行っている。

チャレンジビジョン全体について、4つの政策分野を相互に関連させ、相乗効果をもたらしながら好循環する流れをつくり出してきたとした。また、県民を始め、企業、国・市町等と一丸となって取組を進めてきた結果、様々な成果や変化が現れるとともに、新たな成長に向けた芽も育ちつつあり、目指す姿の実現に向けて着実に進んでいるとした。

その中で、政策分野「新たな経済成長」における「イノベーション立県への取組」について、『「イノベーション立県」の実現に向けて、ひろしまサンドボックス等の取組を進め、多様な人材のネットワークの構築や地域における産学金官連携の推進など、県内産業を下支えする基盤的横断的な施策と本県が強みを有する技術や産業に着目した分野別振興施策を組み合わせ、イノベーションが次々と起こるイノベーション・エコシステムの構築に取り組んできました。』『こうした取組により、イノベーションを起こす意欲を持った人材によるつながりの創出や、産学官連携によるものづくり産業のデジタル化のプロジェクトの創出、県内外の人材等のマッチングによる創業など、新たな成長の芽が生まれています。』と評価している。

イ 「令和2年度施策領域別の主な取組と成果・課題」での評価

「令和2年度施策領域別の主な取組と成果・課題」の中で、「新たな経済成長ー産業イノベーション」の主な成果・評価と課題が以下のようにまとめられている。

主な成果



○ ものづくり産業のデジタル技術の活用促進や産学官連携の推進、県内外の人材等のマッチングによる新規創業や、新たな事業化プロジェクトの創出、高度で多彩な産業人材の集積などの成果によって新たな成長の芽が伸びてきており、これまでの景気の回復とも相まって、県内総生産と一人当たり県民所得は年々増加、平成26年度には伸び率が全国一位になるなど、着実な成果として現れている。

○ 県内企業の海外展開支援等により、県内に本社を置く企業の海外事業所数は着実に増加している。

【その他】

- イノベーション・ハブ事業への参加者が年間1万人以上（H29～）、ひろしまサンドボックス推進協議会の会員数が1,800者以上（H30～）となるなど、イノベーション志向の人材・企業が着実に増加している。
- 環境浄化産業における海外展開への取組着手企業は、平成24年度の4社から令和2年度の49社へ増加し、海外展開取組企業の国内事業への波及効果もあり、令和2年度売上高は1,724億円となり、目標の1,500億円を上回っている。
- ひろしま創業サポートセンター活用による創業が、2,699件（H25～R2）実現している。
- 製造業を中心とした投資誘致は、県内に拠点を置くグローバルな大手企業や外資系企業の大規模投資が促進され、令和2年度の投資・誘致件数は71件で、目標の年35件を上回った。また、IT企業などオフィス誘致は、海外大手IT企業の日本法人の進出が実現するなどの成果を上げており、誘致件数も平成28年度の6件から着実に増加し、令和2年度には31件と初めて目標の30件を達成した。
- プロフェッショナル人材の正規雇用人数は947人（H27～R2累計）と目標を大きく上回っている。

評価と課題(これまでの成果・ビジョン改定(H27)以降の社会環境の変化を踏まえて)

【評価】

- 環境浄化産業など、今後本県の新たな柱となりうる産業の成長の芽が伸びてきており、また、新たなビジネスや地域づくりなどにチャレンジする多様な人材が集まる場の創出や、第4次産業革命に対応し、AIやIoTなどの新しい技術を活用して社会課題の解決に取り組む実証実験プロジェクトが進行しているなど、「イノベーション立県」に向けた取組が着実に進んでいる。
- 県内企業の海外における事業展開の促進や、商流の確立など、海外市場の獲得が進展している。
- 新型コロナを契機に地方転職への関心が高まる中、大都市圏等の人材の地域への還流を促進し、地域のイノベーションの創出を支えるプロフェッショナル人材など、高度で多彩な産業人材の集積が着実に進んでいる。
- 一方で、企業の裾野拡大という面では開業率がまだ低く、また、医療関連産業など成長産業の育成という面ではまだ新しい産業の柱と言うところには至っていない状況もある。

【課題】

- イノベーション・エコシステムの構築に向けて、自然発生的な「つながり」や連続的なイノベーションが創出される状況までには至っていないが、イノベーション志向の人材・企業の集積や、民間による起業アイデアへの投資や事業化支援の取組及び産学官連携による地域産業振興のためのプロジェクト組成といった動きが出てきており、こうした動きを拡大させていく必要や、将来的な成長が見込まれる企業の創出に向け、創業や第二創業の活性化を進める必要がある。
- 今後の急速な技術革新や環境の変化の下での、本県産業の持続的発展のためには、本県の技術や産業分野の「強み」を活かし、ものづくりなど本県基幹産業の更なる進化や、市場の成長性が見込まれる健康・医療関連産業などの育成の加速化、新たな「強み」の創出に向けより一層注力する必要がある。
- 新型コロナの影響により、商談や商取引などの商習慣のオンライン化等が進んでいることから、ウィズ/アフターコロナ時代の新しい生活様式など社会構造の変化に対応していく必要がある。

(3) ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の概要（同書52～54頁）

ア あるべき姿、目指す姿

あるべき姿（概ね30年後）、目指す姿（10年後）を以下のように示した。

第2章
3 施策領域

産業イノベーション

あるべき姿(概ね30年後)

- 国内外の多様な人材や企業が、広島に「集い」、「つながる」ことから創出されるイノベーションにより、基幹産業であるものづくり産業や観光関連産業に続く成長産業が創出され、ほかの地域より競争優位性を有した力強い産業構造となっています。

目指す姿(10年後)

- 技術革新や新型コロナ拡大などによる急激な環境変化に対応した「イノベーション立県」の実現や更なる進化に向け、イノベーション力を強化し、県内産業の生産性の向上や、新たな付加価値の創出などを進めることにより、魅力的な仕事や雇用の場を創出し、県経済が持続的に発展しています。
- 基幹産業であるものづくり産業が、新しいデジタル技術と一体化していくことにより、新たなビジネスモデルが創出されるなど、更なる発展を遂げています。従来のものづくり技術・技能といった強みに加え、ユーザー体験に基づく共創活動により新しい価値を創出することで、次に続く成長産業が生まれるとともに、これまでにない広島の強みを生かした産業が出現しています。
- 国内外の多様な人材や企業が集積し、企業・大学・金融機関・行政などのプレイヤーが相互につながることで、様々なオープン・イノベーションが生まれ、広島が「イノベーション創出拠点」と国内外から認識されています。
- 産業振興に加え、観光振興、地域の活性化の観点からの新たな分野の投資誘致を推進し、「ビジネスを展開するなら広島」と国内外の働く人や企業から認識されています。
- 創業や第二創業、企業の成長につながる事業承継が活発に行われ、県経済を牽引する企業の育成・集積が進んでいます。
- 県内企業が、デジタル技術等の技術革新に適應し、持続的に経営改善や生産性向上を推進することにより、県経済が活性化しています。
- 多くの企業が海外展開するなど、成長し続ける海外市場の獲得が進んでいます。

イ 指標

「県の取組による付加価値創出額」の10年後の目標値（R12）を5000億円とした。



※1 基幹産業、健康・医療関連分野、環境・エネルギー分野、観光関連産業など、県の取組分野における付加価値の推計額
(R2) 1兆1,800億円 (R12) 1兆6,800億円

ウ 目指す姿の実現に向けて考慮すべき課題

以下の6点が課題として示されている。

目指す姿の実現に当たって考慮すべき課題

- これまでは、好景気などを背景に基幹産業は概ね安定的に推移していましたが、新型コロナ拡大の影響などの先行きの不透明感、次の基幹産業候補となる成長産業の芽が育ってきていないことや、県産業を取り巻く、急激に加速している技術革新の進展やウィズ／アフターコロナ時代の新しい生活様式など社会構造の変化に対応できなければ、県経済の停滞を招く恐れがあります。
- 産学官連携による新規プロジェクトの組成や、多様な人材や企業による新たなつながりが見られるものの、絶え間なくイノベーションが起こるイノベーション・エコシステム構築には至っていません。
- 国内外からの投資誘致を促進するため、事業環境や生活環境など幅広い分野での魅力向上を図るとともに、広島県の持つ強みや魅力を伝えるための発信力を強化する必要があります。
- 創業の裾野は拡大しているものの、規模の小さい地域創業が大部分であり、創業・第二創業、事業承継、M&Aなどを契機として成長を目指す企業が十分に創出されていません。
- 国内マーケットの縮小や経済のグローバル化が加速する中、付加価値創出や市場の獲得が持続的に進まなければ、県経済の衰退につながる恐れがあります。
- 県内企業等が、デジタル技術やビッグデータを活用して生産性向上や付加価値の創出を実現するために必要な知識・スキルの蓄積が十分ではなく、デジタル時代に向けたDXの推進にも支障がでる恐れがあります。

エ 目指す姿の実現に向けた取組の方向

以下9点を挙げている（同書。このうち、本監査で対象とした事業群（ワーク、後述）に対応するものは、①～④と⑥⑦（太字下線／※は一部）である。

- ① 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化 ⇒ワーク 49
- ② 広島の強みを生かした新成長産業の育成 ⇒ワーク 50
- ③ イノベーション環境の整備 ⇒ワーク 51
- ④ 産業DX・イノベーション人材の育成・集積 ⇒ワーク 52（※）
- ⑤ 企業誘致・投資誘致の促進
- ⑥ 県経済を牽引する企業の育成・集積 ⇒ワーク 54
- ⑦ 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善 ⇒ワーク 55（※）
- ⑧ 海外展開の促進
- ⑨ 企業等の研究開発の支援

目指す姿の実現に向けた取組の方向

① 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化

これまでの技術力の集積に加え、地域のR&Dセンター機能の整備や、産学官連携の深化などによりイノベーション力を強化し、ものづくりのバリューチェーンにおける付加価値率の高い領域へ進出を図り、基幹産業を更に進化させます。

② 広島県の強みを生かした新成長産業の育成

ゲノム編集技術やデジタル技術等を活用した健康・医療関連分野の更なる育成、カーボンリサイクル等のグローバル展開を含めた環境・エネルギー分野の産業集積の促進、ものづくり技術・技能の集積を生かした航空機産業における市場拡大の促進、プロスポーツの集積を生かしたスポーツ関連分野や今後の付加価値向上が見込まれる分野の育成に取り組みます。

③ イノベーション環境の整備

これまで培ってきた産学官の連携を更に深化させるとともに、「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」や「ひろしまサンドボックス」を活用し、イノベーションを起こそうとする多様な人材や企業のつながりを創出し、その質を高めていくことを通じて、スタートアップ企業を含む、新事業・ビジネス創出の好循環に資する環境整備に取り組みます。

また、イノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、従来の地域金融機関による融資のほか、ベンチャーキャピタルを通じた投資等の多様な資金調達や人材確保等の支援に取り組みます。

④ 産業DX・イノベーション人材の育成・集積

産業の基盤として必要な技術・技能に加え、デジタル技術の活用に必要な知識・スキルを習得した技術・技能人材の育成や、副業・兼業等も含めたプロフェッショナル人材の活用の促進など、産業におけるDXを担う人材やイノベーションを創出する人材の育成・集積に取り組みます。

⑤ 企業誘致・投資誘致の促進

健康・医療関連、環境・エネルギー、IT分野など成長分野に加え、大型商業施設や高級ホテルなどの集客施設等、観光振興、地域の活性化の観点からの新たな分野の企業誘致・投資誘致の促進に取り組みます。

目指す姿の実現に向けた取組の方向

⑥ 県経済を牽引する企業の育成・集積

創業の裾野拡大や多様な創業の創出とともに、事業承継やM&Aを契機とした企業の成長を支援することにより、県経済を牽引する企業の育成・集積を進めます。

⑦ 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善

中小企業・小規模企業をはじめとした県内企業の生産性向上・経営改善の持続的な推進に向け、現場改善、データやデジタル技術等の利活用促進、イノベーションを生み出す組織づくり支援、新たな事業活動に向けた計画策定支援や各種の金融支援などに取り組みます。

⑧ 海外展開の促進

海外ニーズに応じたプロダクトの発掘・価値向上や海外成長市場の更なる獲得の促進に取り組みます。

⑨ 企業等の研究開発の支援

総合技術研究所において、デジタル分野の技術を有する研究員の育成、技術支援基盤の強化を図り、既存製品の改良や新製品開発の促進といった企業や農林水産事業者等の個々の事業者ニーズに基づく共同研究等を通じた技術支援に取り組みます。

また、多様な人材や企業のつながりによるイノベーション創出に向け、国内外から人材や企業を更に集積するため、企業の研究開発機能の誘致に取り組むとともに、イノベーションの創出を加速するため、企業や、企業と大学等研究機関との連携による研究開発の取組を支援します。

オ ひろしまビジョンにおけるイノベーション等の定義について

ひろしまビジョンの中に、「イノベーション」「産業イノベーション」等のイノベーションに係る用語の定義が明記されていないことから、県に定義を確認した。

「イノベーション」について、「これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアで、モノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと」（チャレンジビジョン改定前）との回答があった。

「産業イノベーション」について、ひろしまビジョンの施策領域名として使われているが、「イノベーションのアイデアや視点を持った多様な担い手が、創業や新事業展開など様々な活動に取り組むことを通じて、自身の成長のみならず、地域経済や社会を活性化し、好影響をもたらすこと」（加速戦略45頁、前述）と同義との理解で差し支えないとの回答であった。

「イノベーション立県」について、「県のみならず（中略）様々な関係主体が連携・協働して、県内企業のイノベーションを促進することで、新たな産業の創出、基幹産業の高度化・高付加価値化を図る「イノベーション立県」を実現します」（新成長ビジョン11頁、前述）と同義との理解で差し支えないとの回答であった。

「イノベーション力」について、「地域において産業イノベーション創出の好循環を形成するための環境（地域のイノベーション力）」（加速戦略59頁、前述）と同義との理解で差し支えないとの回答であった。

(4) アクションプラン及び事業群（ワーク）単位での進行管理

ア 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン

県は、令和2年12月、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン [広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略] 2021▷2025」（以下「アクションプラン」という。）を策定した⁹。

アクションプランは、ビジョンの実効性を確保するため、ビジョンに掲げる17の施策領域の課題や取組の方向を踏まえ、目指す姿に至るまでのギャップを埋めるための手法を戦略化し、着実に推進していくための実行計画である。アクションプランでは、まずビジョンで設定した10年後の目指す姿と指標を示し、5年後の到達点となる「目標値」と、具体的な5年間の「取組内容」、「KPI¹⁰」（重要業績評価指標）を設定している。また、個別分野に係る推進計画など、県が策定する分野別計画等も、関係する各施策領域に記載し、一体的に管理していくとしている（アクションプラン3頁）。

施策領域「産業イノベーション」においても、5年後の到達点となる「目標値」（「県の取組による付加価値創出額」（5年後）：1800億円）、具体的な5年間の「取組内容」、「目指

⁹ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条に基づく、県の「まち・ひと・しごと」の創生に関する基本的な計画として位置付けられている。

¹⁰ Key Performance Indicatorの略

す姿の実現に向けた取組の方向」(ワーク) 毎のKPIを設定し、各KPIの現状値と各年度(令和3年～7年度)の目標値を設定している。

イ 事業群(ワーク)による進捗管理

ひろしまビジョンでは、施策領域毎に事業群(ワーク)を設定し、ワーク毎に「PDCAサイクルによるマネジメントを行っている。

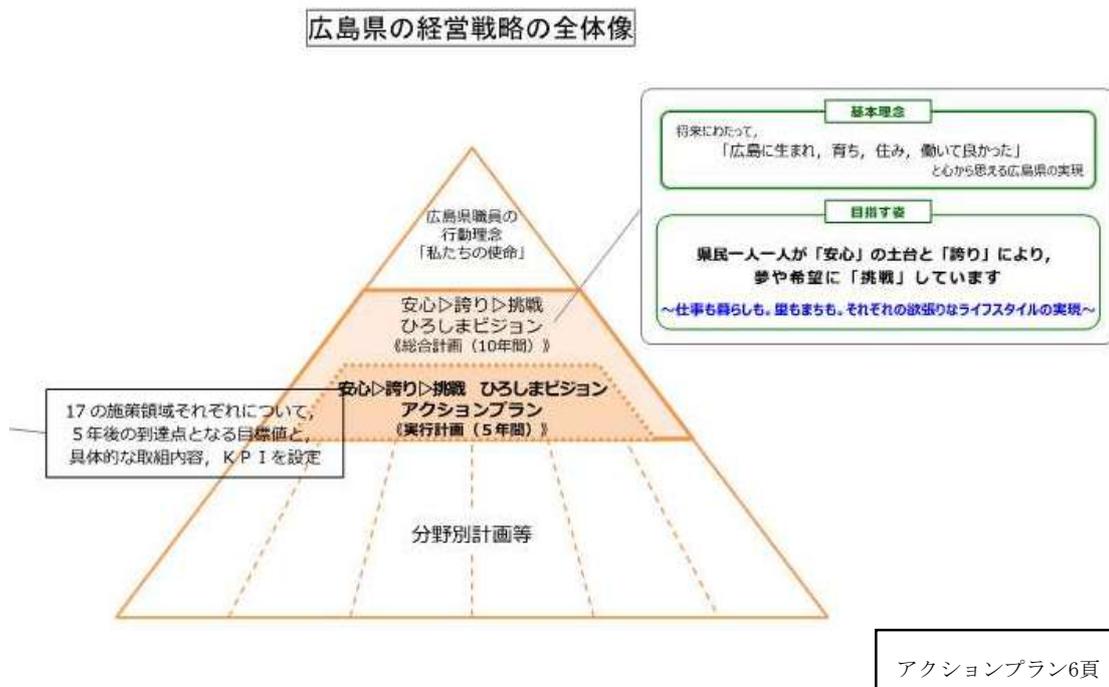
ひろしまビジョンの「産業イノベーション」における「目指す姿の実現に向けた取組の方向」(①～⑨)がそれぞれワーク49～57に対応している。

毎年度、「ワーク一覧」を作成し、ワーク毎に設定された成果目標(KPI)につき、現状値と当年度及び翌年度の目標値を記載している。

計画の検証、PDCAの進め方を確認したところ、「経営企画チームのとりまとめのもと、取組の評価と課題を踏まえ、翌年度の取組の方向性を決め、翌年度はそれに沿った事業を実行するというPDCAを回している。例えば、令和6年度の施策の場合、前年の令和5年度「主要施策の成果に関する説明書」¹¹の施策領域「産業イノベーション」の取組状況【令和6年度の取組】に記載の内容が令和6年度の施策につながっている」との回答であった。

ウ その他分野別計画等について

商工労働局に確認したところ、現在は、分野・領域別の計画は策定せず、ひろしまビジョン、アクションプラン及びワークの進行管理により事業を進めているとのことである。



¹¹ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/r5syuyousesaku.html>

3 「イノベーション立県」実現のための各種協議会等

県は、イノベーション立県実現のため、業種・分野毎に、企業や大学等の団体と共に協議会・推進会議・研究会など（以下「協議会等」という。）を設置し、協議会等を通じた産業振興やイノベーション創出等のための取組を実施してきた。具体的には以下の8つの協議会等がある。

会議名称	設立時期	概要	参考URL	担当課（名称はR7年度）
ひろしま自動車産学官連携推進会議	H27.6	2030年を目標とするビジョンを定め、集積を誇る自動車産業を中心に、独創的な技術開発や技術人材、デジタル人材の育成を中心に様々な取り組みを展開。	https://www.hirojiren.org/	自動車・新産業課
ひろしま感性イノベーション推進協議会	H26.4	人間のもつ"感性"という新たな価値軸を活用した製品の差別化による高収益構造の実現に向け、人間工学や感性工学を取り入れたものづくりを推進。	https://www.h-kansei.jp/	自動車・新産業課
ひろしま航空機産業振興協議会	H26.5	企業間連携・産学官連携により、県内における強固な航空関連サプライチェーンを構築し、航空機産業の振興を図る	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/innovation-archive/aviation-industry.html	自動車・新産業課
ひろしま医療関連産業研究会	H23.11	医療機器等の分野において、県内企業の新たな事業展開を目指した企業間連携・産学官連携による取組を推進することにより、本県の健康・医療関連産業の活性化と発展に資するとともに、医療福祉の高度化に寄与することを目的とし設立	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/229/ikoupt01.html	バイオ・ヘルスケア産業課
広島バイオテクノロジー推進協議会	S60.9	広島県内の産、学、官の緊密な連絡協調により、バイオテクノロジーの開発普及に関する情報交流、調査研究、人材養成及び開発された技術活用等を積極的に推進し、広島県の産業振興と県民生活の向上に貢献することを目的とした協議会	https://inst-prev-med.hiroshima-u.ac.jp/bio/index.html	バイオ・ヘルスケア産業課 （事務局：農業技術課）
一般社団法人バイオDX推進機構	R4.1	生物がもつ遺伝情報を解読・解析する生物のデジタル化とゲノム編集による生物のプログラミングを組み合わせ、[バイオDX]によるイノベーション創出が目的	https://www.biodx.org/abouut-bio-dx-org	バイオ・ヘルスケア産業課
ひろしま環境ビジネス推進協議会	H24.4	企業間連携の活発化や海外展開の促進等を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成することを目的としている	https://hiroshima-greenocean.jp/index.html	環境・エネルギー産業課
広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会	R3.5	世界的な脱炭素社会への動きを見据え、広島県がCO2削減及びカーボンリサイクル（注2）の先駆的な研究開発の拠点となり、これら技術の社会実装への取組を推進し、もって地域振興さらにカーボン・サーキュラー・エコノミーを実現することを目的とする	https://hcce.jp/	環境・エネルギー産業課

商工労働局提供資料（令和7年7月提供）を基に監査人作成

4 課題・問題点（「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について）

ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」では、「イノベーション」が施策領域の名称になっているほか、施策領域の説明中、「あるべき姿」や「目指す姿」の中で、「イノベーション」「イノベーション立県」「イノベーション力」に関する言及がある。しかし、ひろしまビジョン、アクションプランのいずれにもこれら用語の定義は記載されていない¹²。

県によると、ひろしまビジョンにおける「イノベーション」の定義は、チャレンジビジョン（改定前）と同じ定義（これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアで、モノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと）とのことであるが¹³、ひろしまビジョン等に「イノベーション」の定義が明記されていない点について、「イノベーションという言葉が浸透してきたことから記載がないものと考えられる」としている。

ひろしまビジョンは、県の最上位計画として、本件行政の全体方針や構想を示すものであり（ひろしまビジョン3頁）、施策領域「産業イノベーション」に係る事業を計画、遂行あるいは評価するに際し、立ち返るべき原点に当たる。アクションプランは、ひろしまビジョンに基づき取り組むべき具体的な施策等を定める5か年の実行計画である。イノベーション及びそれに関連する用語の定義がひろしまビジョンやアクションプランに明記されていないため、県の計画上のこれら用語の定義、意義を確認することが困難である。

しかも、県が独自に定めた「イノベーション」の定義は、一般で広く用いられる定義と同義ではない。後述するように、「イノベーション」を称する県の事業・組織には多種多様なものがある。県は「イノベーション」の定義が浸透したとするが、県民全体にまで浸透しているとははいえないと思われる。

したがって、県としての「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義をひろしまビジョンやアクションプランに記載することが望まれる（計画期間等の関係で直ちに記載することが困難である場合は、各年度の産業イノベーションの施策説明資料（施策及び事業案の概要等）に明記するなどの代替措置をとることが考えられる）。

¹² ひろしまビジョン52, 53頁の「用語解説」には「オープンイノベーション」や「イノベーション・ハブ」の定義が、巻末「(参考) 策定検討資料」の用語解説（96頁）には「イノベーション・エコシステム」の定義等が記載されているが、「イノベーション」そのものの定義の記載はない。

¹³ 各事業レベルでは、例えば、イノベーション人材等育成事業補助金交付要綱（ワーク52）の3条において、イノベーションの定義につき、監査人が商工労働局に確認した内容と同一の定義付けがなされている。

5 課題・問題点（付加価値創出額の算定方法）

ひろしまビジョン及びアクションプランでは、施策領域「産業イノベーション」のビジョン指標である「県の取組による付加価値創出額」の目標値を、5年後（R7）：1800億円、10年後：5000億円に設定している¹⁴。

付加価値創出額が、名目額、物価変動を調整した実質額のいずれであるかを県に確認したところ、名目額であるとの回答を得た。

近年、物価上昇による、経済統計の名目額と実質額の乖離傾向（後者が前者を下回る傾向）が見受けられることから、付加価値創出額への影響が考慮されているのかを確認したところ、特に考慮していないとの回答であった。

日本の名目国内総生産（GDP）（支出側）は、令和5年度が619.4兆円（前年度比4.7%増）、令和6年度が642.4兆円（同3.7%増）であった（令和7年12月23日内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計（2020年（令和2年）基準改定値）（フロー編）ポイント」1頁）。GDPデフレーター¹⁵（令和2年度：0.9）は近年プラスに転じている（下記グラフ参照）。

前記ビジョン指標の目標値（10年後：5000億円）の達成には、年平均約3.6%の付加価値増が必要であるところ¹⁶、令和5年度以降のGDPデフレーターは「+3%」を超えており、現在の経済情勢は、物価上昇分のみで指標の達成に必要な付加価値創出額（名目額）の増加をほぼ達成しうる状態とも考えられる。

県の付加価値創出額（名目額）が上昇しても、物価上昇による影響を適正に織り込まれなければ、付加価値創出額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるのではないかと。例えば、「付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

¹⁴ 基幹産業、健康・医療関連分野、環境・エネルギー分野、観光関連産業など、県の取組分野における付加価値の推計額（R2）1兆1,800億円→（R7）1兆3,600億円→（R12）1兆6,800億円を目標としている。

¹⁵ 名目GDPを実質GDPで割ることによって算出される数値

¹⁶ $1兆6800億円 \div 1兆1800億円 \approx 1.4237288$ $(1.4237288)^{0.1} - 1 \approx 0.0359$

図1-1 GDP成長率(名目・実質)

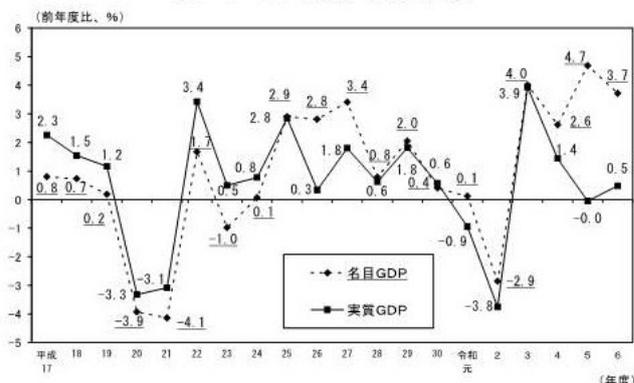
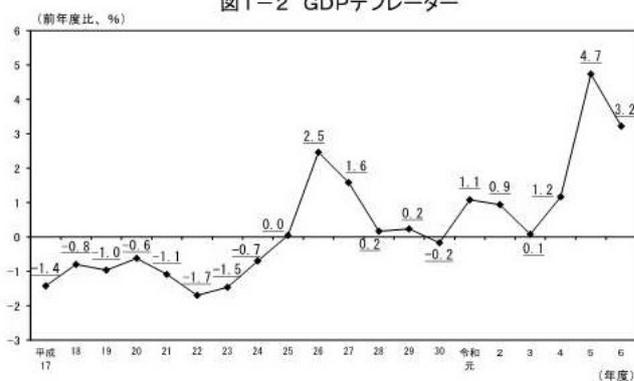


図1-2 GDPデフレーター



(参考) 令和7年12月23日内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「2024年度(令和6年度)国民経済計算年次推計(2020年(令和2年)基準改定値)(フロー編)ポイント」2頁

6 意見

(1) 【意見】「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について

ひろしまビジョン、アクションプランのいずれにも「イノベーション」や「イノベーション立県」「イノベーション力」の定義は記載されていない。

県が独自に「イノベーション」の定義を設けていることも踏まえ、「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義をひろしまビジョンやアクションプランに記載する(直ちに記載することが困難である場合は、各年度の施策説明資料等に記載するなどの代替措置をとる)ことが望まれる。

(2) 【意見】付加価値創出額の算定方法

付加価値創出額は名目額で算出され、近年の物価上昇による影響が考慮されていない。

県の付加価値創出額に物価上昇による影響を適正に織り込まれなければ、付加価値創出額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるのではないか。例えば、「付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

第3 令和6年度事業の概要（産業イノベーション）

1 ワーク一覧（令和6年度）

令和6年度の施策領域「産業イノベーション」に係る事業群（ワーク）は、以下の表記載のとおり設定されている（「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に基づくワーク一覧（令和6年度）より）。

本外部監査では、イノベーションの推進に関連性が高いものとして、新たな産業の創出、基幹産業の高度化・高付加価値化に係る事業に着目し、施策領域「産業イノベーション推進」に位置付けられるワーク中、ワーク49、50、51、52（イノベーション推進チーム及び産業人材課所管のみ）、54及び55に関連する事業を中心に監査を行った。

第4以下でワーク毎に事業の内容等につき報告する。各ワークについて、事業の執行状況、負担金・補助金、委託契約の概要を記載した県作成の表（調書）を掲載し、各事業等を補足説明した上で、監査人が認識した課題・問題点につき、指摘・意見を述べる。

領域	取組の方向（ワーク） 成果目標	現状値		令和6年度 目標	令和7年度 目標
			年度		
産業 イ ノ ベ ー シ ョ ン	ワーク：49 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（担当当局：商工労働局）				
	1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）	1,599万円	R3	1,630万円	1,680万円
	ワーク：50 広島の強みを生かした新成長産業の育成（担当当局：商工労働局）				
	健康・医療関連分野の付加価値額（県内生産額）	290億円 (968億円)	R4	327億円 (1,090億円)	345億円 (1,150億円)
	環境・エネルギー分野の付加価値額（売上額）	917億円 (2,153億円)	R4	846億円 (2,026億円)	892億円 (2,135億円)
	環境・エネルギー分野の取組企業数	149社	R4	160社	170社
	県内航空機産業の付加価値額	447億円	R3	567億円	584億円
	ワーク：51 イノベーション環境の整備（担当当局：商工労働局）				
	イノベーション実現企業率※ ※文部科学省において2年に1度実施している「全国イノベーション調査」の調査に加えて、県として独自で調査を実施する	45%	R4	43%	45%
	イノベーション活動実行企業率※ ※文部科学省において2年に1度実施している「全国イノベーション調査」の調査に加えて、県として独自で調査を実施する	54%	R4	48%	50%
	広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルケース開発等の導入企業数（累計）	69社	R4	75社	80社
	広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数	707人	R4	160人	160人
	ワーク：52 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（担当当局：商工労働局）				
	データサイエンス人材育成人数	76人	R4	45人	54人
	県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数（累計）	79人 (R3～4)	R4	180人 (R3～6)	225人 (R3～7)
	高度外国人材の県内企業への就職者数（累計）	12人 (R3～4)	R4	24人 (R3～6)	30人 (R3～7)
	プロフェッショナル人材の正規雇用人数（累計）	660人 (R3～4)	R4	710人 (R3～6)	900人 (R3～7)
	（参考） マッチング率（成約数/企業訪問件数）	28.6%	R4	24.0%	25.0%
	県立技術短期大学校修了時技能検定※合格者数（累計） [うち技能検定2級取得者数] ※技能検定：働く上で必要とされる技能を評価する国家検定制度。2級は職場内の作業について改善提案ができるレベル。（1級取得には実務経験が必要なため、県立技術短期大学校で取得可能な等級は2級までとなる。）	24人 [0人]	R4	91人 [25人] (R3～6)	121人 [34人] (R3～7)
	ワーク：53 企業誘致・投資誘致の促進（担当当局：商工労働局）				
多様な人材・企業の集積のための投資誘致件数（IT企業、本社・研究開発機能等）	24件	R4	30件	30件	
製造業等の拠点機能強化のための投資誘致件数	104件	R4	50件	50件	
地域の活性化に着目した集客施設の誘致件数（商業施設・ホテル等）	0件	R4	—	2件 (R3～7)	
ワーク：54 県経済を牽引する企業の育成・集積（担当当局：商工労働局）					
地域未来牽引企業数（累計）	97社	H29～R4	120社 (R3～6)	150社 (R3～7)	
M&A件数（事業引継ぎ支援センター及び県内主要2金融機関）	104件	R4	130件	140件	
ワーク：55 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（担当当局：商工労働局）					
生産性向上の取組実施企業数（累計）	325社	R4	400社 (R3～6)	500社 (R3～7)	
経営革新計画承認件数	158件	R4	140件	150件	
ワーク：56 海外展開の促進（担当当局：商工労働局）					
重点品目（かき）の輸出額	18.3億円	R4	11.1億円	12.6億円	
海外との連携を通じた新しい価値を生み出すビジネス展開件数	0件	R4	3件	3件	
ワーク：57 企業等の研究開発の支援（担当当局：総務局）					
デジタル技術の活用による事業者等の課題解決件数（累計）	113件	R4	128件 (R3～6)	166件 (R3～7)	

2 主な施策及び事業（令和6年度）

(1) 予算編成のポイント

「令和6年度施策及び事業案の概要（商工労働局）」の中に、以下の記載がある。

「物価高騰・人手不足に直面する事業者を後押しするため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた取組や、生産性向上に向けた取組を行っていく。

また、『安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン』で掲げている、イノベーション立県の実現に向け、広島県の有する強みを伸ばす取組や、事業者の挑戦を後押しする取組に注力するとともに、労働者が高い成長性が見込まれる分野へ円滑かつ自由に移動することができる社会の実現に向けた取組を推進するほか、「ひろしまブランド」の価値を高め、国内外から共感を得て、選ばれる好循環を創出する取組に注力する。」

(2) 令和6年度施策及び事業案の概要及び主要事業

「令和6年度施策及び事業案の概要」の商工労働局説明資料¹⁷において、施策領域「産業イノベーション」に係る主要事業が挙げられている。これは、ひろしまビジョン等に基づき、特に新規性のある取組といった観点を踏まえて選定したものである（すべての関連事業を網羅しているわけではない）。成果目標として、各主要事業につき、事業目標と関連するワーク及びワーク目標が記載されている。

この中でワーク49、50、51、52（イノベーション推進チーム及び産業人材課所管）、54及び55に関連する事業として以下がある。いずれも「県民一人一人の夢や希望の実現に向けた『挑戦』を後押し」に関連する事業に位置付けられている。

本監査では、これら主要事業に着目して監査を行った。

- ① カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業
- ② 次世代ものづくり基盤形成事業
- ③ 健康・医療関連産業創出支援事業
- ④ 環境・エネルギー産業集積促進事業
- ⑤ イノベーション・エコシステム形成事業
- ⑥ 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業
- ⑦ ひろしまサンドボックス事業
- ⑧ イノベーション人材等育成・確保支援事業
- ⑨ 中小企業イノベーション促進支援事業

¹⁷ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zaiseiyosann/6tosyo-gaiyo.html>

(3) 令和6年度主要施策の成果に関する説明書

県ウェブサイトにおいて、令和6年度主要施策の成果に関する説明書（安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン実施状況報告書）（以下「R6主要施策の成果に関する説明書」という。）が公表されている¹⁸。

ひろしまビジョン進捗状況として、KPI（重要業績評価指標）の令和6年度の目標に対する達成率¹⁹は、施策領域「産業イノベーション」につき、達成率71.4%²⁰となっている（参考：県の全KPIの達成率は56.0%）。

ひろしまビジョンの事業群（ワーク）の令和6年度の成果目標に係る実績について、同説明書「2 主要事業の成果」>「それぞれの欲張りなライフスタイルの実現」>「(1) 県民の挑戦を後押し」>「ウ 県民一人一人の夢や希望の実現に向けた『挑戦』を後押し」の中で、前記①～⑨の事業の成果が報告されている。また、「2 主要事業の成果」>「物価高騰への対応」の中で「新たな価値づくり研究開発支援事業」（ワーク49）が報告されている。本監査でも必要に応じて記載内容を引用する。

第4 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（ワーク 49）

1 取組の方向（ワーク）の概要

基幹産業であるものづくり産業の更なる進化、具体的には、これまでの技術力の集積に加え、地域のR&Dセンター機能の整備や、産学官連携の深化などによりイノベーション力を強化し、ものづくりのバリューチェーンにおける付加価値率の高い領域へ進出を図り、基幹産業を更に進化させるとしている（「イノベーション力」の定義につき第2参照）。

2 成果目標及び進捗状況

(1) 成果目標（KPI）の設定

「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」をKPIに設定し、アクションプランにおいて5年間の目標を以下のように設定した（アクションプラン54頁）。

¹⁸ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/r6syuyousesaku.html>

¹⁹ 令和6年度に目標設定があるKPIのみを抽出、達成率は（達成KPI数）／（達成KPI数＋未達KPI数）で算出、達成指標数には概ね達成（令和5年度実績と令和6年度目標の増減値に対して9割以上到達）したものを含む

²⁰ 産業イノベーション全KPI数26／達成KPI数15／未達KPI数6／実績未確定5

KPI	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
1人当たりの付加価値額 (輸送用機械器具製造業)	1,599 万円 (H30)	1,220 万円	1,425 万円	1,585 万円	1,630 万円	1,680 万円

「1人当たりの付加価値額」は、「経済構造実態調査(経済産業省)の産業中分類コード31輸送用機械器具製造業の付加価値額²¹÷従業者数」にて測定している。

令和6年度の目標は1630万円、令和7年度の目標は1680万円と設定されている。

(2) 成果目標の達成状況

これまでに確認された達成状況は以下のとおりである（「R6主要施策の成果に関する説明書」114頁より）。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
1人当たりの付加価値額(輸送用機械器具製造業)	目標	1,220 万円	1,425 万円	1,585 万円	1,630 万円	1,680 万円
	実績	1,599 万円	1,742 万円	1,416 万円	【R8.9 判明】	
	達成状況	達成	達成	未達成	【R8.9 判明】	

前々年度(令和4年度)の実績は1742万円²²(令和3年度比でプラス143万円)であったが、付加価値額の伸びの要因は、サプライヤー(部品メーカー)ではなくマツダ株式会社の業績によるところが大きいと県は分析している。

各年度の数値目標は上記の表のとおりである。アクションプラン期間中の実績に基づき数値目標を変更(増減)することはしないとのことである。

3 課題・問題点(成果目標の算定方法)

「1人当たりの付加価値額(輸送用機械器具製造業)」の計算が名目額、(物価変動を調整した)実質額のいずれであるかを県に確認したところ、名目額であるとの回答であった。

第2でも述べたように、近年の物価上昇の傾向を踏まえると、その影響を適正に織り込まれなければ、1人当たりの付加価値額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるおそれがある。例えば、「1人当たり付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指

²¹ 付加価値額の計算方法は以下のとおり。

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額)－原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

²² 国統計の公表数値訂正(令和7年8月29日経済産業省「2022年及び2023年経済構造実態調査」製造業事業所調査の統計表の訂正について)を踏まえた訂正後の金額。

標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

4 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績

令和6年度の事業の執行状況は、以下のとおりである。

関係事業としては以下3件がある。

- ①次世代ものづくり基盤形成事業
- ②カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業
- ③新たな価値づくり研究開発支援事業

事業名 (目名)	事業概要	負担割合			計 画		実 績			備考
		国	県	その他	数量 A	予算額 B (円)	数量 C	率C/A ×100 (%)	執行額 D (円)	
次世代ものづくり基盤形成事業 (工鉦業振興費)	激変する事業環境下においても、本県のつくり企業が持続的に競争優位性を確保できるようにするため、新技術の創出に向けたシーズ探索や技術人材の育成を支援するとともに、産学官連携の取組を支援することにより、将来にわたるものづくり基盤の形成を図る。		10/10		当初	156,959,000			143,807,999	92.3%
					補正	△ 1,175,000				
					計	155,784,000				
カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業 (工鉦業振興費)	カーボンニュートラルに積極的に取り組む企業を増加させ、その活動を支援することにより、着実にカーボンニュートラル対応を進めるとともに、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出を実現させることを目指し、企業の取組状況に応じた支援、意識醸成、価値創出に向けたコミュニティ形成を行う。		10/10		当初	75,000,000			74,955,800	100.0%
					補正	△ 42,000				
					計	74,958,000				
新たな価値づくり研究開発支援事業 (工鉦業振興費)	物価高騰の影響による厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、県内企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場(客先)ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発を支援する。	10/10			当初	0			0	0.0%
					補正	386,000,000				
					計	386,000,000				

各事業の事業目標の令和6年度の目標値及び実績値は以下のとおりである（「R6主要施策の成果に関する説明書」より）。

① 次世代ものづくり基盤形成事業

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
応用・実用化移行見込件数	7件 (うちデジタル領域1件)	6件 (うちデジタル領域2件)	6件 (うちデジタル領域2件)
共創活動参画企業数	24社	25社	26社
開発人材育成数	63人	50人	52人

自動車メーカー等のニーズに合致するシーズの探索、実験、検証・評価を行う研究活動(15テーマ)を地域企業26社の参画を得て協働実施した。令和6年度は、これまでの「EV研

究プロジェクト」によるEV化への対応に加えて、ユーザーデータの分析・活用によるユーザーニーズ把握や解析など、県内サプライヤーのマーケティング強化支援を新たに行った結果、事業目標である自動車メーカーへの提案等、応用・実用化の段階まで到達した件数は6件（うちデジタル領域は2件）となり、目標を達成した。また、デジタル化・EV化に対応した開発人材の育成については、EV関連の研修カリキュラムを充実させたことなどにより、地域企業の技術者等52人の知識・技術力の向上を図ることができた（同書401頁）。

② カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業

○ 事業目標：

指 標 名	基準値	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
モデル化実証創出件数	—	1件	1件

欧州における環境規制等に対応するため、カーボンフットプリントの算定をテーマとして、県内企業4社とワークショップ及び実証活動を行うことで、県内の先進事例として横展開できるモデルを1件創出し、事業目標であるモデル化実証創出件数を達成した（同書399頁）。

③ 新たな価値づくり研究開発支援事業

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
研究開発支援件数	8件	10件	11件

物価高騰などにより研究開発に影響が出ていることから、令和5年12月補正で令和4年12月補正より予算を増額し、公募を行ったところ、前年度の約2倍となる23件の応募があり、うち11件を採択した。また、応募の全てが重点型（デジタル化、カーボンニュートラル）のテーマとなった（同書484頁）。

5 補助金、負担金

(1) 単独事業

以下の3件（負担金1件、補助金2件）がある。

【負担金】 (令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年 度	交付先 (交付事業者 数)	対象 事業費 (円)	補助率 等(%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月 日)	交付額 (円) (交付年月 日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備考
次世代ものづくり基盤形成事業 (平成29年度)	「2030年産学官連携ビジョン」の実現を推進する会議体である「ひろしま自動車産学官連携推進会議」の事業運営費	6	ひろしま自動車産学官連携推進会議	3,339,000	定額	3,339,000 (06.6.10)		2,816,562 (07.5.13)	2,816,562 (06.6.28)	広島県補助金等交付規則	(効果)イノベーション立県の実現	ソフト事業概算払

【補助金】

(令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者 数)	対象 事業費 (円)	補助率 等(%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び効果等	備考
次世代ものづくり 基盤形成事業 (平成24年度)	次世代自動車技術への 対応を推進するための 支援組織の運営費	6	(公財)ひろしま 産業振興機構	43,582,000	定額	43,582,000 (06.4.1)	07.3.31	40,504,740 (07.5.9)	40,504,740 (07.5.27)	自動車関連産 業集積支援事 業費補助金交 付要綱	(効果) 県内中小企業の次 世代自動車技術への 対応を推進	ソフト事業 概算払 額の変更あり
次世代ものづくり 基盤形成事業 (平成26年度)	「新技術トライアル・ラ ボ」の設置運営に係る 経費に対する補助	6	(公財)ひろしま 産業振興機構	96,623,101	定額	96,623,101 (06.6.21)	07.3.31	89,640,325 (07.4.10)	89,640,325 (07.5.27)	新技術トライ アル・ラボ運営事 業費補助金交 付要綱	(効果) 技術構想(研究計 画)の企画立案や 優位性の検証によ り、革新的な技術 の芽出しを活性化	ソフト事業 概算払 額の変更あり

(2) 単独事業以外

以下の1件(補助金)である。

【補助金】

(令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先	対象 事業費(円)	補助率等(%)		交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	備考
					県	国						
新たな価値づくり 研究開発支援 事業(ものづくり 価値創出支援 事業) (令和2年度)	県内製造業者が、単独ま たは民間企業等の事業 者、大学等研究機関と実 施する応用・実用化開発 に対して、開発に要する 経費の一部を支援するこ とで県内経済・雇用への 波及効果が見込まれる。	R6年 度 (R5繰 越)	(株)三和ド ック外13件	618,043,463	1/2、 2/3、 10/10	100	376,271,000 (R7.2.28)	R7.2.28	366,320,000 (R7.3.18)	366,320,000 (R7.3.27)	ものづくり 価値創出支 援補助金交 付要綱	R5→R6繰越 ソフト事業 額の変更あり

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各負担金・補助金につき、帳票類(負担金:支出調書、負担金の根拠、交付先団体の規約や収支決算等/補助金:交付要綱、募集要領、交付申請書、変更申請書、実績報告書、支出調書、検査資料、支出調書等)を確認した。

さらに、以下の事業(令和6年度)については、帳票類一式も確認した。

- ① 「ひろしま自動車産学官連携推進会議」事業運営費
- ② 自動車関連産業集積支援事業費補助金

6 ひろしま自動車産学官連携推進会議運営費負担金(負担金)

(1) 概要

イノベーション立県の実現のため、「2030年産学官連携ビジョン」の実現を推進する会議体である「ひろしま自動車産学官連携推進会議」(以下「ひろ自連」という。)の事業運営費を負担するものである。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額(令和6年度)

交付の対象:ひろしま自動車産学官連携推進会議(ひろ自連)

交付決定額3,339,000円/交付額2,816,562円

(3) ひろ自連について

ひろ自連は、広島のものづくり産業が直面する環境・技術・人材の課題に対応するため、産学官が連携し2015年に発足した。「2030年産学官連携ビジョン」の実現に向け、自動車産業を中心とした技術開発やデジタル人材の育成など、様々な取組を進めてきた。

常任団体は、県、産振構のほか、中国経済産業局、広島市、広島大学、マツダの産学官6団体により構成されている。組織は、代表者会議の下、3つの委員会（クルマづくり価値創造委員会など）と5つの専門部会（パワーソース専門部会など）が設置されている。

事務局は、カーテクノロジー革新センター（産振構）内に設置されている²³。

(4) 負担金の交付理由、事業運営費の県の負担割合

ひろ自連の原資は常任団体が負担金等として支出する（ひろしま自動車産学官連携推進会議会則16条）とされ、前記6団体のうち、県のほか、マツダ株式会社、広島大学、広島市の4者が等分で負担している。残る2団体が負担していない理由を確認したところ、産振構は広島県の外郭団体のため負担は免除、中国経産局は自身が行う予算事業においてひろ自連での議論内容を反映させていくという整理のもと負担は免除という扱いとなっているとの回答であった。

県は、ひろ自連による地域の産学官連携による協働事業の企画、推進、実行、評価は、県のビジョンで目指す「イノベーション立県」の実現に資するものであるため、ひろ自連の事業に要する経費を負担することは、必要かつ妥当なものであるとして、広島県補助金等交付規則（以下「県補助金等交付規則」という。）に基づき負担金を交付している。

令和6年度は、負担金3,339,000円が令和6年6月28日に概算払され、その後負担金返還金として令和7年5月19日に522,438円が返金された（前記4者の当初負担金額／負担金返還金はいずれも同額）。

概算払時の県の帳票（伺い文）を確認したところ、「本会議には自己資金がなく、全額構成団体からの負担金により賄われており、会議で実施する事業を行うためには、概算払を必要がある。したがって、県補助金等交付規則16条1項²⁴の規定により、概算払で交付することとする。」と記載されていた。

²³ ひろ自連ウェブサイト「ひろ自連について」より（令和7年10月閲覧）
<https://www.hirojiren.org/hirojiren/>

²⁴ 第16条（交付の特例）

1 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

ひろ自連の決算報告によると、過去3年間（令和4～6年度）の負担金支出実績は以下のとおりである（広島大学、マツダ株式会社、広島市もそれぞれ県と同額を負担²⁵）。

	県負担金（円）	負担金返還金（円）	返還割合（％）※
令和4年度	3,339,000	746,438	22.4%
令和5年度	3,339,000	408,311	12.2%
令和6年度	3,339,000	522,438	15.6%

※小数第二位を四捨五入

ひろ自連決算報告を基に監査人作成

毎年一定の負担金返還金が発生していることとの関係で、交付決定額全額を概算払する必要性を県に確認したところ、「ひろ自連には自己資金がなく、事業実施に充てる資金が必要なため概算払を実施しており、マツダや広島大学といった行政機関以外の団体との足並みをそろえるため、年度当初に一括で概算払を行っている」との回答であった。

(5) 負担金による効果測定

ひろ自連の負担金支出による効果（例：KPI「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」に与える効果）を測定しているかを県に確認したところ、「ひろ自連では、構成員の各団体で地域企業支援の方向性を議論し、大きな方向性を一致させ、それぞれの取組を実行していくという位置付けのため、ひろ自連の議論に基づく県の取組が、付加価値額創出につながるという考え方である」旨の回答であった。

7 課題・問題点（負担金を一括して概算払している点）

過去3年度、負担金全額を概算払しているが、いずれの年も返還金が生じている。概算払額は毎年3,339千円で固定している一方、返還金額には変動がみられる（割合で10～20%程度）。返還金額に変動がある一方、一括して全額を概算払する扱いに変更はない。概算払額に対する返還金の割合が著しく大きいとまではいえないが、概算払が交付の特例（例外的方法）であることを踏まえると、今後もひろ自連への負担金を支出するのであれば、全額を一括して概算払することの相当性について、後述する概算払の金額の検討と併せ、随時検討することが必要である。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、知事の定めるところにより、補助金等概算払（前金払）交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

²⁵ 広島大学とマツダ株式会社は、令和6年度、各々への令和5年度返還金相当額をひろ自連の繰越金とし、同繰越金と令和6年度負担金を合わせて3,339,000円を負担している。

8 課題・問題点（概算払の金額について）

過去3年度、負担金額（概算払から返還金を控除した額）には変動がみられるが、概算払額は同一となっている（毎年3,339千円）。年度の負担金額を踏まえ、ひろ自連及び常任団体等と協議し、概算払額の見直しを含めて検討することが必要である。

9 課題・問題点（負担金の概算払に係る内部決裁について）

負担金の概算払は、「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるとき」（県補助金交付規則16条1項）、すなわち、精算払では支障がある場合に交付の特例として認められるものである。負担金全額を一括で概算払するのであれば、①概算払をする必要性及び②負担金額全額を概算払する必要性の双方を満たして上記要件を満たすが、伺い文を見ると、②に係る必要性の記載が不十分である。

決裁時の帳票類に、概算払の要件を満たすと判断した理由を明記することは、当該決裁の妥当性を事後に判断するために必要である。したがって、全額を概算払する場合は、伺い文に上記②の必要性についても明記することが望まれる。

10 次世代自動車技術への対応を推進するための支援組織の運営費（補助金）

(1) 概要

地域経済の要である自動車産業が形成するサプライチェーンの維持及び発展を図るため、産振構が行う「カーテクノロジー革新センター」²⁶の運営費を、県内中小企業の次世代自動車技術への対応を推進すべく、産振構に交付するものである（自動車関連産業集積支援事業費補助金交付要綱1条）。

令和6年度主要事業「次世代ものづくり基盤形成事業」に位置付けられている。

カーテクノロジー革新センターは、県内の自動車関連企業の国内事業の継続につながる新製品開発と高い技術力の維持を目的に、平成25年4月、それまでの「カーエレクトロニクス推進センター」²⁷を発展的に改組し設立された²⁸。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：ひろしま産業振興機構（産振構）

²⁶ カーテクノロジー革新センターウェブサイト <https://www.hiwave.or.jp/atic/index.php>

²⁷ 県が「ひろしまカーエレクトロニクス戦略（平成20年6月策定）」に基づき、同年7月、産振構内に設置した、カーエレクトロニクス分野における研究開発や人材育成の推進、多様な連携体制の構築を担う組織（新成長ビジョン「用語解説」より）

²⁸ 同センターウェブサイト「2013年度のトピックス／イベント」>「カーテクノロジー革新研究会 第1回講演会 「マツダ（株）技術ニーズ発信会」のご案内」より
<https://www.hiwave.or.jp/atic/wp/?p=1424>

交付決定額43,582,000円／交付額40,504,740円

概算払2回（令和6年4～7月分：同年7月19日付8,743,000円／同年8～11月分：同年11月19日付14,735,000円）及び精算払1回（令和7年5月27日：17,026,740円）の3回に分けて交付された。

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及び自動車関連産業集積支援事業費補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助事業は、以下の4つの事業で構成されている（同要綱2条）。

① 知のネットワーク形成事業（交付決定額25,699,000円／交付額24,274,411円）

カーテクノロジー革新センターにセンター長、課長、デジタル人材育成コーディネーター、人材育成推進コーディネーター、専門員を配置し、開発テーマの提案、企業間又は産学官連携による新ビジネスの組成を行う。また、企業のニーズや保有技術、他地域の取り組み等についての調査活動を行う。これらの業務に付随して、総務企画グループでは、給与及び収支に関する事務、理事会報告等に関する事務などを担う。

② カーテクノロジー革新研究会運営事業（交付決定額3,313,000円／交付額2,718,871円）

自動車関連産業に関する情報提供、企業間や産学のネットワーク強化を目的として研究会及びその関連活動を運営する。講演会による最新業界動向に関する情報提供を行うほか、これらを通じた共同研究開発プロジェクトの組成等を推進する。

③ 広報事業（交付決定額310,000円／交付額305,198円）

当センターの事業内容について広く周知するために、ホームページの更新及びパンフレットの配布等を行い、参加者の増加等を図る。

④ 研究開発及び人材育成支援事業（交付決定額14,260,000円／交付額13,206,260円）

地元サプライヤーを対象として、期待される技術人材の育成を目指し、自動車技術を基礎的かつ体系的に学び、自動車全体視点から技術を考える目を養う「自動車工学基礎講座」等の自動車専門の研修講座を実施する。受講者が能力向上に向けた自己啓発の重要性を再認識できるよう、プログラムを構築する。地元サプライヤーに対して、AI・IoT導入に対する機運醸成を図るため、スマートファクトリー等に関する講座やサプライヤーの自動車向けデジタル分野の研究開発に対応するための人材育成に関する講座を実施する。

(4) 事業実績（実績報告書より）

① 知のネットワーク形成事業

カーテクノロジー革新センターにセンター長、コーディネーターを配置し、開発テーマの提案、企業間又は産学官連携による新ビジネスの組成を行っているほか、企業ニーズの把握、研究課題の抽出、企業連携の推進等、サプライヤー支援を行っている。

産学官連携活動として、ひろ自連での活動を続けている。

調査等活動として、企業ニーズの調査、業界動向調査、施策への勧誘等の活動を行っている（訪問等研修（産振構規程による出張件数）合計59人回）。

② カーテクノロジー革新研究会運営事業

本県に幅広く集積する自動車部品メーカーを中心に構成されていた「カーテクノロジー革新研究会」を通じ、自動車分野における将来ニーズや地域で取り組むべき課題の明確化と共有化、事業化を見据えた地域企業の技術開発の支援に取り組んでいる。

カーテクノロジー革新研究会会員数：301名（内訳：産251、学18、官等32）。

令和7年3月6日に自動車専門技術セミナー「EV化に向けてサプライヤーが把握しておくべき戦略と技術2025」を開催した（受講者148名（54社））。

③ 広報事業

当センターの事業内容について広く周知するため、戦略や最新の活動内容等の紹介が可能となるよう、ホームページを更新した。

④ 研究開発及び人材育成支援事業

「自動車工学基礎講座」（振動騒音、生産技術、材料と加工法等）を地元自動車メーカーと共同で、オンラインにより実施した（受講者105名（33社））。また、自動車専門技術に関するe-Learning講座公開とウェブセミナーを開催した。加えて、サプライヤーの研究開発力の強化を目指し、自動車分野に必要なデジタル系研修を年間に9回を予定として、5回を実施した。

(5) 補助金による効果測定

本補助金支出による効果（例：KPI「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」に与える効果）を測定しているかを県に確認したところ、「カーテクノロジー革新センターへの補助金支出により主に人材の育成を行っており、「開発人材育成数」を事業目標として設定していた。開発人材が育成されることにより、企業の技術開発力強化が行われ、その結果、「応用・実用化移行見込件数」が増加し、実用化・製品化がなされることにより、企業の売上げが増加し、付加価値額の増加につながるという関連性である」旨の回答であった。

11 「新技術トライアル・ラボ」の設置運営に係る経費に対する補助（補助金）

(1) 概要

地域経済の要である自動車産業が形成するサプライチェーンの維持及び発展を図るため、カーテクノロジー革新センターの「新技術トライアル・ラボ」（呉市阿賀南2丁目10-1 県立総合技術研究所西部工業技術センター内）の設置運営に係る経費を産振構に交付するものである。技術構想（研究計画）の企画立案や優位性の検証により、革新的な技術の芽出しを活性化する効果をねらいとしている（新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金交付要綱1条）。

令和6年度主要事業「次世代ものづくり基盤形成事業」に位置付けられている。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：ひろしま産業振興機構（産振構）

交付決定額97,538,000円（変更後96,623,101円）／交付額89,640,325円

概算払2回（令和6年4～7月分：同年7月19日付28,989,000円／同年8～11月分：同年11月19日付 28,394,000円）及び精算払1回（令和7年5月27日：32,257,325円）の3回に分けて交付された。

(3) 補助金の交付要件

県補助金等交付規則及び新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助事業は、以下の2つの事業で構成されている（要綱2条1項）。

① ラボ運営事業（交付決定額55,138千円（変更後54,224千円）／交付額49,369,756円）

先行開発分野がまだ弱い県内自動車部品サプライヤーに対し、自動車メーカーのニーズに合致した新技術開発を支援するため、県立総合技術研究所西部工業技術センター内に「新技術トライアル・ラボ」を設置・運営する。同ラボには、5名の研究員を配置し、外部コンサルからの助言等を受けつつ、カーテクノロジー革新センターのコーディネーターや課長と連携して、自動車メーカーの技術ニーズを中心にした技術構想（研究計画）の企画立案や研究会活動、予備的な実験等を行う。また、EV研究のために必要となる機材や研究車両を設置する。これらの業務に付随して、総務企画グループが、給与及び収支に関する事務、理事会報告等に関する事務などを担う。

② 技術構想企画検証事業（交付決定額42,400千円／交付額40,270,569円）

新技術トライアル・ラボの専従研究員やカーテクノロジー革新センターのコーディネーターが掘り起こしたシーズ技術について、立案した技術構想を検証し、県内企業における当該技術の採用可否を探るため、ラボ研究員が予備的な実験や調査を行う。

(4) 事業実績（実績報告書より）

① ラボ運営事業

新技術トライアル・ラボには、新技術トライアル・ラボ統括リーダーを1名、テクニカルスペシャリストを4名配置し、外部コンサル（2名）からの助言等を受けつつ、カーテクノロジー革新センターのコーディネーター等と連携して、自動車メーカーの技術ニーズを中心とした技術構想（研究計画）の企画立案や研究会活動、予備的な実験等を行っている。

調査等活動では、自動車メーカーの技術ニーズや部品サプライヤーの課題など調査、企画や実験に係る初調整、業界の技術動向の調査などの活動を行っている（訪問等研修（産振構規程による出張件数）合計90人回）。

② 技術構想企画検証事業

新技術トライアル・ラボ研究員が15件の研究テーマについて実験や調査を行った。

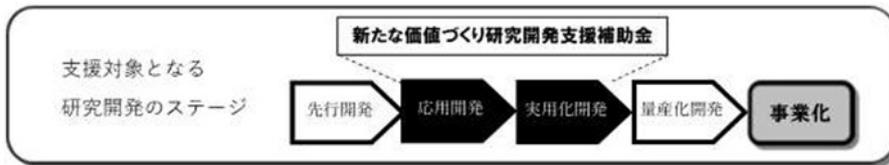
(5) 補助金による効果測定

本補助金支出による効果（例：KPI「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」に与える効果）を測定しているかを県に確認したところ、「新技術トライアル・ラボ」の経費への補助金により、共創の場での先行技術開発を行うことで企業の技術提案力が強化され、「実用化・応用化移行見込件数」が増加し、実用化・製品化がなされることにより、企業の売上げが増加し、付加価値額の増加につながるという関連性である」旨の回答であった。

12 新たな価値づくり研究開発支援事業（ものづくり価値創出支援事業）補助金

(1) 概要（新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱1条、4条）

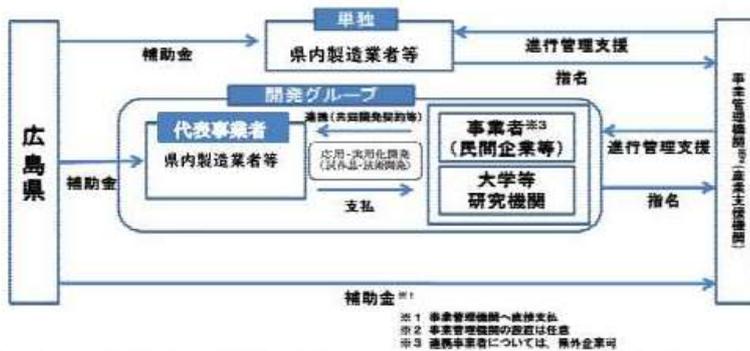
物価高騰の影響による厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、県内企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発を支援することを目的とするものである。



補助事業者である、代表事業者（応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等）又は事業管理機関（広島県内に事業所を有する一般公益財団法人、一般公益社団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、特定非営利活動法人等の産業支援機関であって、応用・実用化開発の進行管理等を行う能力があると知事が認めるもの）に対し補助金を交付する。

本監査では、令和6年度分（令和5年12月補正での予算措置分）を検討した。

（事業のイメージ）



【開発グループ】代表事業者に民間企業等又は大学等研究機関のいずれか1者以上を加えて構成

公募要領（令和5年度）より

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度（令和5年度繰越））

交付先：株式会社三和ドック外13件（採択企業11件、事業管理機関3件）

交付決定額（合計）376,271,000円／交付額（合計）366,320,000円（精算払）

(3) 交付の対象（同要綱6条）及び要件等

県補助金等交付規則及び新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱に基づき交付される。

補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（補助対象経費）について、補助金を交付する。

補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は、以下の表のとおりである。

(要件等の概要一覧)

共通事項			
代表事業者	・広島県内に事業所を有し、資本金の額若しくは出資の総額が10億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であること ・物価高騰の影響を受けていること		
対象事業の内容	・具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、事業化に向けたものづくり又はデジタル化に関する応用・実用化開発であること ・県内経済・雇用への波及効果が見込め、事業終了後おおむね5年以内の事業化及び事業化後の企業の付加価値額向上を目指したものであること ・県内製造業等においてもものづくりの高度化やデジタル化に資すること		
補助対象経費	①試作・試験費 ② 機械装置・工具器具費 ③研究連携費 ④ 直接人件費 ⑤ 事業管理費 など		
採択予定件数	10件程度 採択予定件数は公募開始時点の想定であり、変更されることがあります。		
事業実施期間	交付決定日～令和7年2月28日まで		
個別事項	一般型	重点型	事業管理機関
	重点型以外	デジタル化又はCNに係る 新分野展開・事業転換をテーマ	
補助率	1/2以内	2/3以内	事業管理費 10/10以内
補助限度額	5,000万円	5,000万円	代表事業者の補助金額の10/100に相当する額

※ 開発グループを構成する場合の連携先の「事業者」については、資本金、業種、所在地等の制限はありません。

(要件等の概要一覧に関する留意事項)

ものづくりの高度化	高強度化、高機能化、形成プロセスの微細化・精密化、新たな機能の発現、品質安定性・安全性の向上、感性価値の向上、長寿命化、環境負荷の低減、低コスト化などにつながることを目的としていること
デジタル化	組み込み技術を用いた自動制御技術等の「機械制御に係る技術」を事業化する製品となる機械装置・機械部品等に組み込むことを目的としていること
付加価値額	① 付加価値額：営業利益、人件費、減価償却費の計 ② 比較基準となる付加価値額：申請時の直近の決算年度の付加価値額

公募要領（令和5年度）より

(4) 交付手続

新たな価値づくり研究開発支援補助金公募要領（令和5年度）により公募された。

同公募要領に記載された事業スケジュールは以下の表のとおりである。

項 目	月 日	実施機関	備 考
公 募 開 始	令和6年1月9日	県	様式等は県HPに掲載
事業計画書等作成	令和6年1月9日～	申請者等	開発グループを構成する場合、構成員の確定、役割分担等
事業計画提出 ※申請書類の提出	令和6年1月9日～ 令和6年2月29日	申請者	申請〆切2月29日17:15まで（必着）
事 前 審 査 等	令和6年3月1日～	県	内容の確認等 ※応募多数の場合申請書類による書類選考を実施
審査会開催	令和6年3月21日 （予定） ※詳細は別途通知	県	代表事業者等による事業内容に関するプレゼンテーション等に基づく審査
採択決定	令和6年3月下旬頃	県	
補助金交付申請	令和6年3月下旬頃 ※採択決定時に通知	申請者	採択決定者のみ
交 付 決 定	令和6年4月上旬頃 （予定）	県	
事業開始・実施	交付決定日以降	申請者等	事業期間中に、県は中間検査・完了検査等を実施
実施状況報告	令和6年10月10日まで	申請者	9月30日までの実施状況を報告
事 業 完 了	令和7年2月28日まで	申請者	
実 績 報 告	令和7年3月10日まで	申請者	次のいずれか早い日まで ・事業完了後10日 ・令和7年3月10日
補助金額の確定	事業実績報告審査後	県	
補助金請求書	額の確定後速やかに	申請者	
補助金の支払	請求書収受後	県	令和7年3月31日までに支払完了
事業状況報告	令和8年4月30日まで	申請者	事業完了後5年間 ※上記期間経過後も必要に応じて事業状況について報告を求めることがあります。

公募要領（令和5年度）より

応募件数及び審査件数23件、採択件数11件（採択企業11者、事業管理機関3社）であった。金融機関や産業支援機関、中小企業団体等に働きかけ、案件の掘り起こしを行った結果、前年度（12件）の約2倍の応募につながったとのことである。

令和6年3月、県が設置した審査会（大学教授、大学特任教授、大学特任准教授、合同会社代表、イノベーション推進チーム担当課長の5名で構成）により、採択事業を決定した。書類審査（評価項目²⁹により採点）を行い、委員評価点の平均が高い上位13件につきヒアリン

²⁹ 評価項目は、採択基準の適否並びに事業性評価基準（開発能力、事業化実現可能性、県内の波及効果）及び県内事業化基準（実施場所）の採点による。

グを実施して、委員の評価点の平均が高いものから順に、予算の範囲内で採択予定企業として11件を選定した。

採択企業の概要と当初交付決定額は以下のとおりである。事業管理機関は、産振構（2, 4, 8番）、広島銀行（10, 11番）、（公財）中国地域創造研究センター（9番）である。

【採択企業の概要】（地域順）

（単位：千円）

番号	申請者	所在地	当初交付決定額
1	広島アルミニウム工業(株)	広島市	50,000
2	(株)モルテン	広島市	22,771
3	ベルマシン(株)	広島市	26,173
4	(株)ペンストン	広島市	49,734
5	ベンダ工業(株)	呉市	46,106
6	お多福醸造(株)	三原市	14,384
7	(株)三和ドック	尾道市	33,268
8	(株)石井表記	福山市	16,957
9	テラル(株)	福山市	48,721
10	野村乳業(株)	安芸郡府中町	17,927
11	オオアサ電子(株)	山県郡北広島町	52,972
			379,013

令和6年4月2日商工労働局「新たな価値づくり研究開発支援事業の採択について」より

(5) 本事業による県への波及効果、事業状況報告の活用

補助事業の要件の中に「県内経済・雇用への波及効果が見込め、補助事業終了後おおむね5年以内の事業化及び事業化後の企業の付加価値額向上を目指したものであること」「県内の製造業等において、ものづくりの高度化やデジタル化に資するものであること」との要件が設定されている（要綱4条2項3号及び4号）。

審査会では、県内への波及効果が評価項目に設定され、審査の対象とされている。

補助事業終了後、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後40日以内（4月30日まで）に当該補助事業に係る過去1年間の事業状況や当該補助金事業の事業化後の企業の付加価値額及び従業員1人当たりの付加価値額について、県に事業状況報告書を提出し報告することを求めている（要綱20条）。

事業状況報告の活用方法につき県に確認したところ、以下の回答であった。

- ① 事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合の交付事業者に対するアプローチについて、「事業化スケジュールは研究開発当初の事業計画であり、補助事業終了後の事業化の成否については、社会情勢の変化や企業の経営判断によることが大きいいため、遅れ等に対するフォロー等は検討していない」との回答であった。

② 報告により得られる情報（例えば、事業化後の企業の付加価値額及び従業員1人当たりの付加価値額の情報）の活用方法について、「今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している」との回答であった。

13 課題・問題点（補助事業者からの事業報告の活用）

補助事業者から得られる事業報告の活用について、県は、今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している。一方、補助事業終了後の事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合のフォロー等は検討していないとしており、その理由を社会情勢の変化や企業の経営判断によることが大きいとする。

もっとも、事業化スケジュールの進捗が遅れた場合、その原因を分析することは、補助金が当初企図していた効果を得られていたかを検証する観点から有益であると考えられる。例えば、進捗が遅れている補助事業者につき原因を聴き取り、その内容を分析するなどし、今後の補助事業の設計等に生かすことが望まれる。

14 委託・役務契約

(1) 契約一覧

本ワークに係る委託・役務契約の一覧は以下のとおりである（令和6年度分は2件）

(令和7年5月末時点)

番号	事務事業名 【業務名】	委託目的 及び内容	年度	契約相手方 (契約月日)	委託期間 (変更後)	設計金額		契約額 B		落札率 B/A	契約方法			変更 回数	変更 割合 (C/B)	随意契約理由 (予定価格100万を超えるもの)	完了年月日	備考
						予定価格A	変更契約額C	契約 種別	入札・ 見積 人数		入札・ 見積 回数							
1	次世代ものづくり基盤形成事業 【自動車関連産業集積支援(人材育成)業務】	自動車産業が形成するサプライチェーンの維持・発展を図るとともに、中小企業の成長を支援するため、製造業を中心とした県内企業の技術課題解決を担う人材を育成するための研修を実施する。	6	(公財)ひろしま産業振興機構 (06.4.1)	06.4.1 ～ 07.3.31	8,750,000	8,748,701	100	随	1	1	-	-	県内全域をカバーし、自動車関連企業等のものづくり企業のニーズに合った事業を展開できる団体は、県内唯一の公的産業支援機関であり、ものづくり人材育成センターやカーテックノロジー革新センターを運営し、蓄積されたノウハウや幅広いコネクションを持つ産振構以外に存在しないため。(2号該当)	07.3.31			
						(8,750,000)												
2	カーボンニュートラルに向けた産業支援事業	カーボンニュートラルに積極的に取り組む企業を増加させ、その活動を支援することにより、着実にカーボンニュートラル対応を進めるとともに、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出を実現させることを目指し、企業の取組状況に応じた支援、意識醸成、価値創出に向けたコミュニティ形成業務を行う。	6	㈱電通西日本 広島支社 (06.04.26)	06.4.26 ～ 07.3.31	74,893,500	74,893,500	100	随+P	6	1	-	-		07.3.31			
						(74,893,500)												

(2) 委託等契約に係る事業（令和6年度）の概要

ア 令和6年度自動車関連産業集積支援（人材育成）支援業務（表の番号1）

自動車産業が形成するサプライチェーンの維持・発展を図るとともに、中小企業の成長を支援するため、製造業を中心とした県内企業の技術課題解決を担う人材を育成するための研修を実施する業務を、産振構に委託するものである（随意契約）。

イ カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（表の番号2）

カーボンニュートラルに積極的に取り組む製造事業者をはじめとする県内企業を増加させ、その活動を支援することにより、着実にカーボンニュートラル対応を進めるとともに

に、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出を実現させることを目指し、①機運醸成（取組検討・初動支援等）、②ワークショップ・勉強会などコミュニティ形成に向けた取組、③モデル化創出実証（具体的なプロジェクトの創出）、④プラットフォーム構築に向けた検討等の業務を委託するものである。

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各契約につき、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

① カーボンニュートラルに向けた産業支援事業

(4) 令和6年度自動車関連産業集積支援（人材育成）支援業務

予定価格は、①研修会の企画及び開催準備に係る経費や②研修費は、県の単価表、利用が想定される利用料（回線料等）から、③一般管理費は、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が用いる間接経費上限を準用して算定されている。

随意契約理由（2号）について、業務の特殊性（本業務を適切に履行するためには、完成車メーカーにおいて、様々な技術分野で自動車の技術開発に携わった経験を有する人材を複数配置する事業者へ委託を行う必要がある）、実施能力（カーテクノロジー革新センターやものづくり人材育成センターを運営し、様々な分野に対応できる技術者の集積があるとともに、平成29年度以降同様の業務を受託し確実に業務を履行していること等）、非代替性（産振構が県内全域をカバーする県内唯一の公的産業支援機関であること）から、本業務を適切に履行するために必要な、自動車関連技術者の集積や研修ノウハウ、地元サプライヤーとのコネクションを有する事業者は、産振構以外に存在しないため、産振構と契約する必要があるとしている。

以下の2件の再委託申請（技術力向上研修（8種類）のうちの研修2件を再委託）につき、県が同意している。

① 技術者のためのコミュニケーションスキルUP研修

予定金額405,280円

② 「論理的文章を書くためのメソッドとは」研修

予定金額669,230円

(5) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（令和6年度）

公募型プロポーザルを実施し、評価基準³⁰に基づく評価を行い、総合値（委員全員の評価値の合計）が最も高かった株式会社電通西日本広島支社、株式会社電通総研広島製造営業部、株式会社電通、株式会社中国新聞社の企業グループを選定し、契約を締結した。

契約書上、契約の相手方は株式会社電通西日本広島支社（代表企業）のみとなっており、企業グループを構成する他の3者（以下「代表企業以外の者」という。）とは再委託の手続きもされていない。県に契約当事者が誰であるかを確認したところ、代表企業以外の者も契約当事者であるとの回答であった。本契約の公募型プロポーザル説明書では、契約の締結は企業グループの場合は代表企業と締結することとされ、グループで応募する場合はプロポーザル参加資格申請書を全員分提出の上代表企業以外の企業は「グループ構成書、委任状」を提出することとなっている。本件では、代表企業以外の者から代表企業に一切の権限を委任する旨の委任状が提出されていることから、委任を受けた電通西日本広島支社のみならず代表企業以外の3者も契約当事者に当たるとのことである。

15 課題・問題点（代表企業以外の契約上の立場の明確化）

カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業について、代表企業以外の者が代表企業に一切の権限を委任する旨の委任状を提出していることを前提に、委任を受けた代表企業のみとの間で契約を締結している。代表企業以外の者も契約当事者であるが、契約書上、契約の相手方の記名押印は代表企業のみであり、代表企業以外の者が契約当事者であることを伺わせる記載はない。

契約に際し、契約書に代表企業以外の者の氏名の表示がなくとも、委任状の提出及び代表企業による代理行為により、代表企業以外の者も契約当事者であるとの解釈は可能と解される（商法504条³¹等）。しかし、契約の当事者は、契約に基づく権利義務（債権債務）の主体であり、契約における当事者が誰であるのか、一方当事者が複数の場合の各当事者の権利義務の内容を明確にすることは重要である。さらに、普通地方公共団体の契約においては、自治法234条5項³²は民法等の私法上の定めを修正し、普通地方公共団体が契約書を作成する場合に契約

³⁰ 評価項目は、提案者の優位性（実績等）、業務の実施体制、具体的な企画内容、全体設計（スケジュールや予算）から構成されている。

³¹ 商法504条（商行為の代理）「商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない。」

³² 自治法234条5項「普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び

書作成を契約の効力発生要件とし、県契約規則2条も所定事項を記載した契約書の作成を原則としており、契約に際して一定の要式性が求められている。

代表企業以外の者に委任状を提出させたとしても、契約書上に契約当事者が誰であるかが明記されていないため、代表企業以外の者が契約当事者であるかが書面上明確でなく、代表企業以外の者が県に対していかなる義務（債務）を負うのかも不明確である。

合意内容を書面化し紛争を予防するとの契約書作成の意義から、契約当事者のうちの特定の者とのみと契約書を締結する場合には、代表企業以外の者が契約当事者であること及び各当事者の契約上の権利義務の内容につき、契約書の中で明確化することが望まれる。

16 課題・問題点（チェックリストのチェック漏れ）

カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業の執行伺いチェックリスト（各事項につき、担当課→商工労働総務課の順でチェック欄にチェックする書式となっている）について、「遅延利息に誤りはないか。（R6:年2.5%）」欄の担当課の欄のチェックがない（商工労働総務課の欄にはチェックがある）。県に確認したところ、「プロポーザルによる業者決定後の執行伺いにおいて、契約書案を添付していなかったためチェックが漏れていた。なお、契約書案（遅延利息）については、プロポーザル公告時の伺い及び契約締結伺い時に確認しており、商工労働総務課は公告時の起案で、その時点の最新の契約約款がつけられていたことからチェックしている。」とのことであった。

上記回答によれば、担当課も一連の手続の中で遅延利息に誤りがないかを確認し、商工労働総務課の欄のチェックはなされているが、チェックリストを設けた趣旨（検討漏れや過誤の防止）からすると、決裁時にチェック漏れがないか十分確認する必要がある。

17 意見

(1) 【意見】 成果目標の算定方法

成果目標「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）の計算が名目額となっており、近年の物価上昇の影響が織り込まれていない。例えば、「1人当たりの付加価値額」の実質的な成長を評価し、成果目標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

(2) 【意見】 負担金全額を一括で概算払している点

契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。」

過去3年度、負担金全額を概算払しているが、いずれの年も返還金が生じている。概算払が交付の特例（例外的方法）であることを踏まえ、全額を一括して概算払することの相当性について、随時検討することが望まれる。

(3) 【意見】 概算払の金額について

過去3年度、負担金の額に変動がみられるが、概算払は同一となっている点につき、前年度の負担金額を踏まえ、概算払額の見直しを含めた検討が望まれる。

(4) 【意見】 概算払時の内部決裁手続について

ひろ自連への負担金を一括して概算払する場合、県補助金等交付規則16条1項所定の概算払の要件を満たすことを確認するのみならず、事後の検証のため、決裁時に要件を満たすと判断した理由を帳票（伺い文等）に明記することが望まれる。

(5) 【意見】 補助事業者からの事業状況報告の活用について

補助事業者から得られる事業報告の活用について、県は、今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している一方、事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合のフォロー等は検討していないとするが、事業化スケジュールの進捗が遅れた場合の原因を分析することは、補助金が当初企図していた効果を得られていたかを検証する観点から有益であると考え。例えば、進捗が遅れている補助事業者につき原因を聴き取り、その内容を分析するなどし、今後の補助事業の設計等に生かすことが望まれる。

(6) 【意見】 代表企業以外の契約上の立場の明確化

契約書において、契約の相手方の記名押印は代表企業のみであり、代表企業以外の者が契約当事者であることを伺わせる記載はない。合意内容を書面化し紛争を予防するとの契約書作成の意義から、契約当事者のうち代表企業のみとの間で契約書を締結する場合、代表企業以外の者が契約当事者であること及び各当事者の契約上の権利義務の内容につき、契約書の中で明確化することが望まれる。

(7) 【意見】 チェックリストのチェック漏れ

チェックリストの「遅延利息に誤りはないか。(R6:年2.5%)」欄に担当課のチェックがなかった。チェックリストを設けた意義（検討漏れや過誤の防止）から、決裁手続時にチェック漏れがないかを十分確認することが望まれる。